

平成 27 年

第 12 回飯舘村議会定例会会議録

自 平成 27 年 12 月 4 日  
至 平成 27 年 12 月 11 日

飯 舘 村 議 会

平成27年第12回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	12. 4	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 5	土	休 会		議案調査
第3日	12. 6	日	休 会		議案調査
第4日	12. 7	月	休 会		議案調査
第5日	12. 8	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～3番）
第6日	12. 9	水	休 会		議案調査
第7日	12. 10	木	休 会		議案調査
第8日	12. 11	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成27年12月4日

平成27年第12回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

( )

( )

平成27年第12回飯館村議会定例会議録（第1号）							
招集年月日	平成27年12月4日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開会	平成27年12月4日 午前10時10分					
	閉議	平成27年12月4日 午前11時23分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯惣善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	5番	松下義喜	6番	伊東利	7番	佐藤八郎	
職務出席者	事務局長	齊藤修一	書記	北原美樹	書記	高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	○	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年12月4日（金）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

○

○

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第12回飯舘村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本定例会に村長より送付ありました議案は議案第72号から議案第78号まで予算案件2件、条例案件4件、その他案件1件の計7件であります。

次に、本日まで受理しました陳情は1件で、お手元に配付の文書表のとおりであります。

なお、会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、監査委員から平成27年度定期監査報告書がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、12月1日、議会運営委員会が今期定例会の会期及び日程の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は、3名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により、説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの8日間に

決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君）　日程第3、村長提出の議案第72号から議案第78号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君）　本日ここに、平成27年第12回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

まず、今般の安倍政権第4次内閣改造によって新たに大臣に就任されました高木復興大臣及び森山農水大臣、そして井上環境副大臣の3氏が10月から11月にかけ、それぞれ就任のご挨拶と訪問調査に来られているところであります。それぞれの担当大臣・副大臣に対しては、村の現状と課題を説明し、復興に向けたさまざまな支援を要請するとともに、あわせて当面する課題などについて要望書を提出したところでございます。

次に、去る11月24日に川俣町長、南相馬市長、葛尾村長、飯館村の4市町村長で、東電の財物賠償について、全損扱いするよう内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣並びに東京電力に対し要望活動を行ってまいりました。今回の要望は、一部の被災地区でADRに申し立てをした住民が避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いの事例が出されておりましたので、被災住民同士の不公平感や格差を解消させることを目的に要望したものであります。

次に、蕨平地区可燃性廃棄物減容化施設の火入れ式であります。

去る11月25日、丸川環境大臣、内堀県知事ほか多くの関係者の出席のもと、現地において火入れ式をとり行いました。当施設については、蕨平地区の皆さんのが深いご理解とご協力のもと、平成26年10月に着工し、工事を進めておりましたが、このほど竣工し、火入れ式を迎えたものであります。

この施設は、村の除染廃棄物や建物解体の廃材の加え、村民が避難先としてお世話になっている伊達市、福島市、国見町、川俣町、南相馬市の5市町村の下水汚泥や農林業系廃棄物を日量240トンの処理をすることになっているところであります。

なお、この施設の稼働期間は、地元蕨平地区住民との約束で、焼却を開始をしてから原則3年、最長でも5年間となっているところであります。村としては、環境省に対し、稼働期間中における施設の維持管理に当たっては、安全対策に万全を期すよう強く求めているところであります。

次に、自治会住民懇談会であります。

去る10月11日から来年1月17日までの日程で、県内17自治会を対象に懇談会を今開催しているところであります。この懇談会は、村の当面する課題の取り組みの状況の説明と村民からの意見・要望を聞き、今後の村政に生かすことを目的に開催しています。

いろいろな意見が出ております。除染後のホットスポットの再除染、避難指示解除後の仮設・借り上げ住宅への入居期限、帰村後の営農再開など、あるいはインフラ整備などです。住宅のリフォームの廃材処理、学校の再開時期とスクールバスの運行経路、自宅のある村民からの村営住宅への入居、税の減免など、多くの意見・要望をいただきましたので、

できるものについては速やかに実施するよう関係各課に指示をしているところであります。

次に、新田川の河川改修であります。

去る11月2日、県土木部長に要請活動を行っております。これは、復興の拠点となる深谷地区ですが、いわゆる県道12号線に豪雨の際、冠水が常態化する、よくしているということで、以前からこの要望が隣接周辺を流れる新田川の河川幅が狭いために発生しているということであったわけであります。については、特に河川幅の狭い大師堂橋から深谷拠点エリア周辺までの区間について、早期に拡幅改修するよう要望したところであります。

また、同日に村内で住宅のリフォームを行う際、リフォームによって出る廃材の処理を産廃業者が受け入れない事例が発生しており、村民及びリフォーム業者から早急に対応してほしい旨の要請がありましたので、これも県生活環境部長へ産廃業者に対する指導と廃材の適切な処理について要望をしたところであります。

次に、避難指示解除に向けた復興・再生に関する取り組みであります。

現在、復興計画（第5版）に基づく健康・福祉・医療再開準備検討委員会、さらに営農再開検討会議、また学校等再開検討委員会、暮らし検討委員会の4つの委員会・部会を立ち上げまして、村から当面する課題を諮問をし、それぞれ検討していただいております。それぞれ近々答申がなされる運びになっております。特に、健康・福祉・医療再開準備委員のほうからは、上がってきているところであります。答申がなされ次第、新年度予算に反映できるものは予算化をして復興に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、避難指示解除時期の件であります。

今年6月に国から遅くとも平成29年3月までの帰還困難区域を除き解除する方針が示されましたので、村民に対する方部別懇談会を開催したところであります。村としては、その後、国に対し帰村に当たっての具体的な支援策、解除後の仮設借り上げ住宅の3年程度の継続、解除の時期に伴う財物賠償のあり方及び準備宿泊など、当面する課題について協議をしているところでありますが、まだ具体的な回答は得られておりません。引き続き村民に有利な条件で解除できるよう、国と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、本件については重要課題でありますので、議会ともども十分協議をさせていただき、連携を密に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、役場機能を飯野出張所から本庁へ移転する件であります。

本件については、府内職員で設置をいたしました行政事務改善・行政機構改革検討委員会で、約半年間にわたって検討をしていただきました。その結果、去る11月10日に同委員会から提言書の提出があり、村としてはこの提言書のとおり実施する方向で進めることといたしました。

新たに課を増設するのは、建設課、生涯学習課、飯野支所の3課であります。廃止する課は、生活支援対策課、除染推進課の2課であります。廃止する2課についても、当面する重要な業務や課題を抱えておりますが、復興に向けた業務や新たな事務事業も年々多く

なってきております。については、課・係のバランスと再編、さらには事務事業の見直し、加えて任期つき職員、嘱託職員の雇用や応援職員の配置などによってこの難局を乗り切つてまいらなければならないとこのように考えております。

また、去る11月26日には村民、学識者、議会、職員等で組織する行政機構改革審議会を開催し、審議の結果、諮問どおり異議ない旨の答申をいただいています。

なお、本件については、12月定例議会の最終日に飯館村課設置条例の一部改正についてほか関連議案を提出をさせていただきたいというふうに思っておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いするものであります。

それでは、各課の報告をいたします。

初めに、総務課関係です。

9月30日に飯館村表彰式を開催し、特別功労表彰として山田猛史氏、さらに功労表彰として菅野宗夫、古川良一、鈴木秀範、庄司久則、4名を表彰したところであります。受賞された方々は、議會議員や行政区長、農業委員会委員、あるいは村消防団員としての功績に対してのものであり、今後とも村の復興にさらにお力添えをいただければと考えているところであります。

次に、10月4日、村消防団による秋季検閲式を飯館中学校の仮設校舎体育館で行いました。当日は85名が避難先から参加をしていただき、団員らは全村避難が続く村民の大切な財産を守ろうと検閲に臨んでいたところであります。

次に、福島県議会議員の一般選挙、11月5日に告示されたわけですが、我々の選挙区からは定数2に対し現職の太田光秋氏、高野光二氏の2氏が立候補し、無投票となつたところであります。

次に、いいたて村民ふれあい号を去る11月28日、29日の2日間、実施をいたしました。昨年度に引き続き3回目の開催となって、総勢39名で職員を派遣していただいている栃木県の茂木町を回ってまいりました。長引く避難生活で疲れた心身のリフレッシュとふるさとへの思いを新たにしていただけたものと思っています。

次に、村内復興拠点エリア整備の進みぐあいであります。

現在、道の駅「までい館」整備予定エリアは、農地転用、農振除外の承認を得まして、土地を購入し、国の河川・国道事務所の工事残土受け入れを行って整備を進めているところであります。

復興拠点整備の次の段階としては、復興住宅及び花卉栽培施設整備などを予定しておりますいわゆるエリア北側のA-3エリアの用地整備につきましては、先日、去る11月30日に県庁において開催されました福島県復興整備協議会において農地転用、農振除外等の承認を得たところであります。

今後は、土地の購入を行い、順次工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、住民課関係であります。

村内の自宅をリフォームする際に出る産業廃棄物の処理について、処理業者に頼んでも引き取ってもらえない場合があるため、これらの廃棄物について現在国が責任を持って処理するよう、新しく就任した復興大臣や環境副大臣に対して要望しているところであります。

す。

次に、10月11日には村民の犬を預かっていただいている岐阜県のNPO法人により8頭の犬が里帰りをいたしました。4年以上も預かっていただいている日本動物介護センターの皆さんには、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

次に、11月9日に暮らし検討委員会を立ち上げまして、特に地域交通のあり方、これからであります、及び商工業の活性化について、中心的に協議を進めていただくようお願いをし、できるものは新年度予算に反映していきたいというふうに思っております。

次に、復興対策課であります。

9月の豪雨災害でありますが、11月末現在での被害の集約状況は、道路関係が186件、農地・農業施設関係が301件、住宅裏山及び昇口関係が166件、学校施設等1件の計654件であります。

このうち本災該当箇所は、道路関係6件、河川1件、農地関係10件であります。また、住宅被害の村の単独補助申請件数は45件で、補助交付決定額は1,827万9,000円となっているところであります。

農地災害につきましては、10月6日に激甚災害の指定がなされ、現在、査定の準備を進めているところでございます。

次に、農政関係であります。

飯館村営農再開検討会議を10月7日に設置いたしました。福島大学の特認教授である守友裕一先生を議長に、県、JA、生産者代表など9人の委員で構成し、この営農再開に向けてのビジョンなどを示していただくように諮問をしております。

また、林業再開に向けての方向性を探るため、国、県の関係者などによる飯館村森林資源活用検討会議を11月26日に設置しました。森林保護や資産の保全、帰村後の働く場の確保、村内林産材の活用方法など、幅広い議論をお願いをしているところであります。

建設関係でありますが、大谷地団地の2棟8戸を建設中で、引き続き老朽住宅の計画的な解体、あるいは更新と、比較的新しい住宅の改修を考えております。

こうした村の考えをご説明するため、10月12日に村営住宅に入居されている皆様を対象に村営住宅の整備に係る説明会を開催をしたところであります。

村では、入居者への説明会以後、電話による個別の意向確認を行っており、住宅からの退去を希望される方については手続のご案内と継続して入居を希望される方にはリフォームの工事中の一時的な家財の移動などの説明をしたところであります。入居者の皆様と丁寧に話し合いを重ねてまいりたいというふうに思っております。

次に、除染推進課であります。

除染同意の進みぐあいですが、9月以降、4名の同意が得られまして、11月19日現在、同意取得率は99.6%で、未同意者は8名となっております。今後も、引き続き国と連携し、除染の未同意の解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、除染工事の進みぐあいですが、約5,000人の作業員が入り、除染を進めているところであります。11月25日現在、二枚橋・須萱、白石の2行政区については、農地除染や宅地、農地、道路に隣接する森林及び各行政区内の道路除染については、完了いたしました。

次に、大久保・外内、関根・松塚の2行政区については、表土削り取りから客土までの全てを完了しておりますが、前田・八和木行政区は表土削り取りは90%程度、客土は40%程度であります。

また、宅地、農地、道路に隣接する森林は、3行政区とも全て完了しており、道路除染については80%程度完了ということでございます。

次に、その他の14行政区でありますが、表土削り取りが35%程度の完了、客土は10%程度で、まだまだであります。

また、宅地、農地、道路に隣接する森林は30%程度、道路除染は1%とこんな状況であります。

おくれている行政区もありますが、平成28年度末までの完了を目指して現在除染を進めもらっているところであります。

本年4月からスタートした地力回復工事であります。二枚橋・須賀行政区は全て完了。現在進めております臼石、関根・松塚、大久保・外内、前田・八和木の4行政区については、45%程度であります。地力回復工事の班数をふやしながら、早期の完了を目指しているところであります。

それから、片づけごみの収集状況ですが、5月から収集しておりますが、11月20日現在、収集した世帯数が881件であります。屋外残置物というのも一緒に片づけることであります、なかなか大量であるため、来年1月から集中的に回収をする予定のようであります。

次に、小宮仮設焼却炉であります。今年4月から9月までに651トンを焼いております。全て基準値以下であり、放射性物質濃度についても、毎月の測定結果、未検出となっているところであります。

6月から開始しました国見町の県北浄化センターからの蕨平減容化施設への乾燥下水汚泥の先行運搬状況であります。10月末までにドラム缶8,559本が蕨平に搬入されております。

乾燥汚泥放射能濃度は最大でキログラム当たり649ベクレル、封入したドラム缶の表面線量は最大で時間当たり0.12マイクロシーベルトになっているということのようであります。また、搬入先の仮保管場の空間線量は、ドラム缶搬入による空間線量の上昇はないということであります。

次に、ガンマカメラ撮影事業であります。今年度計画しておりました890件の撮影が全て完了いたしました。現在、撮影を完了した世帯ごとにガンマカメラ撮影結果報告書を送付をし、行政区ごとにガンマカメラ撮影結果報告会を開催をしているところでございます。

次に、生活支援対策課関係でございます。

もう既に被災から4年8ヶ月となる村民避難状況であります。

11月1日現在、県内自治体には福島市に3,873人、伊達市に581人、相馬市に423人、南相馬市409人、川俣町519人、二本松市に80人、国見町で59人、郡山市で68人となっているのが主な避難先でございます。

住まい方は、県内の民間借り上げアパートに2,734人、応急仮設住宅に978人、公的宿舎等に351人、県外へ自主避難している村民は504人です。ほかに住宅を取得したり、あるいは

は親戚宅という方が2,082人、老人ホーム・病院に33人がいます。村内に残る未避難者は10世帯13人です。なお、いいたてホームには今39人が入所しているという状況であります。

次に、いittoki帰宅バスというものを25年8月2日から運行したわけですが、2年3カ月、この10月末現在、1,894人に利用していただいております。

また、いやしの宿いいたてであります、10月末現在9万2,310人を数え、村民の心身の健康やストレス解消に大きく寄与しているということではないかなというふうに思っております。

次に、コンビニの仮設店舗であります、7月31日にオープンしております。村民の食料品提供の場として、復興の一端を担っておりますので、今後も職員の確保など努力をしながら継続に当たっていきたいというふうに思っております。

次に、健康福祉課関係であります。

全村避難後、5回目となる飯舘村の敬老会、中学校の仮設体育館で開催しました。敬老会には一応1,151人の方がおられまして招待したわけでありますが、当日は357名のお年寄りに出席をいただきましたし、金婚夫婦8組にもご出席をいただきました。

懇親会では、草野・飯樋幼稚園児の太鼓やダンスが披露され、大変皆さん方喜んでいたようありますし、飯舘村の伝統芸能などを引き継ごうという中学生の田植え踊りなども披露されて、出席者に感動を与えていたようございます。

次に、今年で3回目となる岐阜県白川村からの招待事業「世界遺産白川郷バスツアー」であります、3泊4日の日程で今年度も招待をいただきました。今年度は、12区大久保・外内行政区から16区の蕨平行政区までの29人が白川郷バスツアーを楽しんだところであります。来年度は最終回ということで、関根・松塚から二枚橋・須萱行政区であります。白川村からの4カ年にもわたるご支援に対し、本当にありがたいものと感謝の念を新たにしているところであります。また、場合によっては、これからいわゆるその対応というのも村として考えなければとも考えているところであります。

次に、6月から検討を進めてきていただきました健康・福祉・医療再開準備検討委員会の素案がまとまりまして、この11月30日に委員会の委員長である福島大学の鈴木典夫先生より提言をいただきました。これまで5回開催されたようであります。

提言では、いいたてクリニックを準備宿泊に合わせた、これはあくまでもこの委員会の中でのいわゆる仮定の話でありますので誤解があつては困りますが、準備宿泊あたりが始まるのではないかという仮定の話の9月あたりに再開ができれば、あるいは平成29年4月には高度医療機器の再整備も含めて本再開を目指すなど、各事業の再開スケジュールなどについて提案をいただきました。

今後、この提案に基づき、村民が安心して村に戻れるよう、やはり一つ一つ遺漏のないよう準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、教育委員会関係であります。

まず、学校関係でありますが、幼稚園の運動会、中学校の赤蜻祭、小学校の学習発表会、幼稚園の発表会が開催されました。いずれも充実した内容であり、先生方のご指導に感謝を申し上げる次第であります。

また、元ヤクルトスワローズの宮本慎也さんの野球教室が飯野球場で行われました。飯館の中学校を初め、飯野中学校や二本松の第三中学校の野球部などの生徒なども参加をして、いわゆる練習の大切さ、あるいは目標を持つことの大切さなどを学んだようあります。

このほか飯館中学校3年生10人が夏休み中、村塾の支援をいただいた上智大学を訪問し、大学生と交流をしてきました。大学生からゼミの様子や大学生活の紹介、学ぶことの楽しさなどを聞き、中学生による将来のキャリアデザインを考える上でよい刺激になったものと考えております。

社会教育関係であります。

ご存じのように、市町村対抗軟式野球大会、あるいは市町村対抗ソフトボール大会というものが開催されまして、それぞれ村の代表ということで参加をしております。

村民ふれあいウォーキング大会、これも裏磐梯デコ平湿原で開催し、30人が参加いたしましたようあります。

次に、文化祭であります。

32回のいいたて村文化祭を福島市のパルセいいざかで開催しました文化祭ですが、1,000点を超える作品展示と村内外からの各種団体による舞台発表がありまして、会場では1,500人を超える多くの村民の来場がありました。

今回の文化祭は、小・中学校から土曜授業として参加いただき、いわゆる图画や工作の展示に加え、沖縄までいの旅、あるいは未来への翼ドイツ研修、あるいは田植え踊りなどの報告や合唱などのステージ発表が行われて、子供たちのふるさと学習の成果や取り組みに会場から盛んな拍手が送られたところでございます。

それから、ふくしま駅伝ですが、今年も全区間参加ということで、完走することができました。今年の駅伝チームは、飯館中学校から全面的な協力をいただきまして、16区間中8区間を中学生によってたすきをつないだということになります。大きく若返りを果たす中、昨年よりもタイムを大幅に縮めまして、順位を1つ上げということから見事敢闘賞を受賞いたしました。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第72号は平成27年度飯館村一般会計補正予算（第8号）であります。既定予算の総額から1億6,587万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を98億4,336万6,000円といたしました。歳出の主な内訳でありますが、総務費の中の総務管理費が5,070万8,000円、徴税費が600万円、民生費としての社会福祉費がマイナス1,697万9,000円であります。衛生費として保健衛生費がマイナス2億5,515万3,000円、農林水産業費としての農業費1,004万3,000円、土木費の道路橋梁費が3,000万円、教育費の中学校費が310万円などを計上いたしております。これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、諸収入を充当しているものであります。

議案第73号は平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定予算の総額に7,373万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を11億2,403万円といたしたところであります。歳出の内訳は、災害特例補助金が確定したので、増額補正

するものであります。

議案第74号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、随分長い名前であります。これはマイナンバー制度の個人番号が付番されたことに伴い、この個人番号を社会保障や地方税等に個人番号を提供するため条例を制定するものでございます。

議案第75号は飯館村交流センター設置条例であります。これは新たに村交流センター、いわゆる村の公民館であります。これに伴い、当該施設の事業及び施設の管理等に関する必要な事項を条例で定めるものであります。

議案第76号は飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。これはマイナンバー制度の個人番号カードの再発行手数料800円を追加するものであります。

議案第77号は飯館村税条例の一部を改正する条例であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、1つにはマイナンバー制度の税に関する語句の整理をするもの、2つには、納税者が村税を一時的に納付することができない場合、1年以内に限って徴収と財産換価の猶予を認めるものであります。

議案第78号は宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更であります。平成27年8月19日付で株式会社古俣工務店川俣支店と請負契約の締結をし、工事を進めてきたところでありますが、その後工事内容に変更が出ましたので変更するものであります。その結果、請負額を137万520円減額したいので、その請負変更契約について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は9,690万9,480円でございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げて提案理由といたします。

#### ④休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時40分）

#### ⑤再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

#### ⑥散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時23分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月4日

飯 舘 村 議 会 議 長

大谷 政彦

同 会議録署名議員

松下 喜善

同 会議録署名議員

伊東 利

同 会議録署名議員

佐藤 八郎

平成 27 年 12 月 8 日

平成 27 年第 12 回飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

(1)

(2)

平成27年第12回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成27年12月8日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成27年12月8日 午前10時00分				
	閉議	平成27年12月8日 午後 2時49分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	俎野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	俎野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年12月8日（火）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～3番）



## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況でありますが、12月4日に総務文教常任委員会が陳情第1号の審査及び所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

第12回定例会、一般質問を行います。

原発事故により全村避難となり、既に4年8カ月が過ぎ去りました。村民の生活も意識も日々変化しているし、ふるさと飯舘村は全面積の約85%に危険毒物の放射性物質が置かれたままであり、日常的に放射能は移動しています。除染においては、約10%の面積しか実施しないのと、放射性物質を除去して隔離しているのではなく、多くの村民が見てわかるように、放射能を移動させ、拡散しているのが実態であります。やっぱり放射能の半減期が到来しないと安心・安全な環境とはならないことも証明していると多くの村民が感じているところであります。

私も計測し、多くの村民も計測をし、情報をもらいますが、原発事故当時よりは年数が経過し、なくなった放射性物質もありますが、それでもまだまだ危険で住めないとした年間20ミリシーベルト、いわゆる時間にして4.マイクロシーベルト以上のところは住居内にもあるのが実態であります。この現実を踏まえて、村民の声を代弁して質問・提案をさせていただきます。

この間の村づくりは、村民主人公であったのか。

行政手法として審議会、委員会など設立されているが、どの場も同じ村民が選ばれ、村民の参加人数が少ないし、菅野村長は目立ちたいのか、国・県よりトップダウンでマスコ

ミ発表し、村民に対して決定されたと言わんばかりの行政執行をされているが、村民とともに協働で村づくりを進めるなら、その手法はやめるべきであります。

多くの村民は、日々の生活で情報を聞くたびに、各地区、各組織のコミュニティーがもとどおりに運営できるか、生活はどうなると心配している。村行政として過去に実施しているように、公募により希望ある村民の活用をすべきである。村民がつくり上げる計画が中長期的に必要であります。

原発事故が起こされ、村長は「避難しなくて大丈夫」、そして「放射性物質が体に直ちに影響ない」と村民に聞かせ、学ばせた。その結果、国の避難指示あるまで多くの村民は被ばくしながら住み続けたのであるように、この間の総括をきちんと村民の実態から行い、そこで行政はどうされて、成果や課題はどう生かしていくのか、この際きちんとすべきであります。

人生で一番は健康であるとされています。村面積の約85%に危険毒物が置かれたままであるなら、村民がその環境の中で生活することでの施策を示すべきであります。

たび重なる答弁で、放射能があるところの従事者の、労働者の基準を示しているが、被ばくした体にさらなる被ばくとなることを進める施策なのか伺うものであります。

この際ですから、村民がもとのような時間を、政府の言う8時間外、16時間うちの中で暮らしていける放射線量の村の基準値を明確に村民に示すべきであります。

これまでの施策によって体験された実態、特に見守り隊当初からの8事業所、昨年からの職員の体に浴びた放射性数値を示すとともに、そこから得た被ばくを少なくする施策・対策を村民に示すべきであります。

村は、特別放射能被害検査をしていないが、検診しての実態と生涯にわたる検査、あわせて検診医療が無償で受けられる原発事故健康手帳を全村民に交付すべきではないでしょうか。

県民健康調査検討委員会など、マスコミ報道で目立つのは、どんな症状、病気でも、原発事故、放射能との因果関係がない文章であるが、村としては何をもって因果関係とするのか村民に示すべきである。

村長の先立ったマスコミ報道はあるが、加害者代理の解除ではなく村民の合意が重要である。国が示している3要件を村としてどこまで加害者の国に求めるのか。今求めないで避難解除後に求めていくとしているが、多くの村民はそれはあり得ないと考えているのであります。明確にすべきであります。

11月末に政府交渉の中で、移住やめて帰村する方のためであり、全ての村民の帰村とは考えていないという答弁をいただきましたけれども、村として避難、いわゆる移住生活やめる村民と続ける村民となります、どのように整理され、施策を示し、公正公平な村民生活とするのか伺うものであります。

村の執行で村民から不満とされる原発事故による損害については、国からは一律に賠償するよう東電を指導し、解除によって終わりになるものではないという回答もいただいておりますけれども、村としては村民のためにどう求めて実行させていくのか伺うものであります。

危険毒物の放散は全面積230キロ平方メートルもあり、当初から除染することが求められてきましたが、除染の成果とこれからの計画、実施状況を村民にきちんと示すべきである。

危険毒物のある役場に職員が通勤して仕事をされていますが、私にも多くの要望がありますが、村への村民からの要望内容と対応しての成果を伺う。これ以上体を被ばくさせないためには、本気で本物の放射性物質除去と隔離が求められています。

最後になりますが、アメリカ、韓国で成り済まし被害が続出しているマイナンバーは、個人情報の漏れるリスクは避けられないし、漏れてもすぐに本人にはわからない。事実上、回収できない。取り返しができない危険性がある。さらに、法制度上も、本人なり取得した会社などに厳格な管理責任があり、漏れた場合などには厳しい罰則は規定されています。皆さんもご存じのように、現在でも名簿は市場性があり、利用して利益を上げるのに活用されているように、本人でも、会社でも、漏れたら危険であることが前提となっています。現状では、配布にと報道されているが、施行による問題点、課題の整理をどうされているか、村、村長の責務はどのように考えているか、示すべきあります。

以上で、質問・提案とします。

村長（菅野典雄君） 7番佐藤八郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず村民主人公の村づくりについてであります、3点ございますが、全て関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1番目の質問でありますが、村では復興計画を初めとする各種検討に当たっては、村民、有識者などの中から適任と思われる方をその都度人数とか年齢、性別などのバランスを考えながら人選をし、検討を進めてまいりました。もちろん委員などを依頼する際に、残念ながらお断りをされて、必ずしも当初の予定どおりの構成員とはいかない部分もありましたが、決して偏った人選をしているということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思っております。

また、マスコミに対するトップダウン発表の件ですが、村ではマスコミ発表の際、特に議会での議決を要する事項に関しては、最終的な決定は議会での議決後である旨取材の際に記者に対して何度も話しているところであります、実際には見出しが断片的になったり、あるいはなかなか意図するとおりに報道がいかなかったというのもますもつてはあるわけであります。この件については、村の重要事項が決定したかのように報道されてしまいに村民の不安をあおることになりかねませんので、今後マスコミ発表、または取材を受ける際には村民に誤解を与えることのないよう、細心の注意を払ってまいりたいというふうに思っております。

2つ目であります。いわゆる行政区のコミュニティーなどへの村民の登用の質問であります。

避難指示解除後の帰村する村民の数によっては、従来のコミュニティーが運営できなくなる心配があるということ。ご質問、そのとおりだろうと思います。そのため村では、避難中の各行政区、あるいは各自治組織がコミュニティーの維持、あるいは活性化のために使用できる補助金制度を率先して設けまして、少しでも従来のコミュニティーの維持・活性化、あるいは新しい生活の中でのそういうコミュニティーの維持などに支援を続けてい

るところであります。

また、ご質問の各地区組織のコミュニティー維持のための人材活用に当たって公募制を導入するということは、従来の行政区運営の歴史もあり、今後の行政区長の協議が必要と思われます。なお、村としては、当面、避難指示解除後何年かは今の行政区組織を残しつつ、その中でコミュニティーを維持する方向で支援をしてまいりたいというふうに考えております。具体的には、村のコミュニティー担当職員の活用を図りながら、また国・県の人才支援事業などによるよそからの人材の協力も取り入れながら、行政区を支援していくことによって村のコミュニティーの維持を図っていきたいとこのように思っております。

次に、3番目の質問であります。いわゆる村民主人公の村づくりというご質問がありました。

村では、これまで行政の中心といいますか主役は村民であるとの考え方にして、行政・復興推進を図ってきたところであります。避難指示による全村避難後も、延べ多分200回以上の住民懇談会を開催をし、少しでも民間の声を聞かせていただきたりとか、あるいは村の情報を発信をして数多くの村民の意見を聞く機会を設けてきたということでありまして、この数は避難自治体の中でもどこにも私は負けないと思っていますし、かなり多い回数だというふうに思っております。村は、今後とも、こうした懇談会などを通じて村民主人公の村づくりを進めていきたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

たくさん質問ございますが、3番目の避難指示解除について3つありますが、2つは関連ございますので、一度に一括お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

1つ目の質問でありますが、国は避難指示解除の3つの要件として、1つ目は空間線量率でいわゆる年間積算線量が20ミリシーベルト以下になるということ。それから、いわゆるいろいろなインフラがしっかりと整備をされているということ。特に、その後の生活環境を中心とする除染作業が十分に進んでいるということを言っておりますし、3つ目としては、県、市町村、住民との十分な協議というのを条件として挙げているところであります。

これに対して村がどこまで求めるかであります、一番目の空間線量については、除染の当面の目標というのは、できるだけ毎時1マイクロシーベルトに達しているように、あるいはそれ以下になるようにということで、これまでにも国に求めてきたところであります。特に、学校施設及びその周辺については、さらに低減するよう現在強く求めています。

また、ホットスポットについては、いわゆるガンマカメラなどを用いまして、再除染や里山を中心とした山林の除染など今後も必要な除染を継続して行い、できるだけ線量を下げるよう、引き続きいろいろな形でその都度国に求めているということであります。

2つ目のインフラ整備でありますが、村は幸い、地震による電気、ガス、水道、通信など、インフラの被害は、通信などは一時ありましたけれども、その後も完全に戻っておりますし、ただ先日の豪雨災害によって農地や道路の被害はありましたが、現在は復旧に努力をしているところでありますし、かなり復旧しているところでございます。

このほかそうした後に必要になる医療体制とか、商店などについても、先日の福祉関係・

医療関係の提言のほうでいいたてクリニック秀公会をできるだけ早く再開をしたいとの  
ような提言をいただいておりますし、コンビニエンスストアはもう、仮設店舗ではあります  
が、現在村で操業を行っているところであります。

また、今年度、来年度になりますか、交流センター、いわゆる公民館も完成する予定で  
ありますし、きこりの開始、あるいは大谷地住宅の開始、あるいは携帯電話の一部不連絡  
地域の解消、地上デジタル放送受信のための難視聴解消も実施をいたします。さらに、復  
興拠点における道の駅「までい館」も整備を進め、平成28年度中には建物がある程度完成  
するんではないかという見通しであります。もちろんそのほかにも介護サービスの体制、  
交通網の整備、生活のために必要と思われるインフラなどの整備は数多くあるというふう  
に十分認識をしているところであります。

それらについて、村の考えは、復興計画第5版のダイジェスト版の中に、ある程度今の  
段階でわかるなり、方向性がわかるものは記載をさせていただきました。村では、その内  
容の実現のために今後必要な財政支援を国・県に要望しながら、また協力しながら実現に  
取り組んでいく考え方でございます。

次に、3つ目の県、市町村、住民との十分な協議でありますが、もとより村は独断で解  
除を決定するというわけにもいかないわけでありますが、やはり指導をもってという考え  
はしっかりと持っておきたいなというふうに思います。避難指示解除に当たっては、当然、  
議会、あるいは住民、県との協議・意見交換を行うつもりであります。しかし、もうご存  
じのように、100%全員の合意というものはまず難しいということでもありますので、や  
はりどこかで議会ともども決断を迫られるときがやってくるということだろうと思いま  
す。

繰り返しになりますが、解除時期の決定に際しては、そのときまで村は議会初め、いろ  
いろな関係機関と、あるいは解除時期の決定権者である県とも十分な協議を行い、最終的  
に村民にできるだけやっぱり不利益にならないように、そこに一番の重点を置き、さらに  
少しでも早く帰りたいという方を少しでも早く帰還してそれぞれの生活ができるように、  
その辺を十分考えながら慎重に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご  
理解をいただければというふうに思っています。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上で終わります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の2の村民の健康を守ることについて、4点  
ございますが、1点目から3点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の全面積約85%に放射性物質が付着したまでの村民の生活についてのお  
尋ねについてお答えいたします。

村としましては、村内で村民が生活をしていただくためには、安心して暮らせる環境づ  
くりが重要と考えております。その対応については、まず生活圏の空間放射線量の低減を  
図ることでございます。現在の面的除染や除染後のホットスポットの対応となりますフォ  
ローアップ除染で、できる限り空間線量を低減させる徹底した除染を今後も国に求めてま  
いります。

次に、生活空間における空間線量の現状を知っていただくことでございます。村として

は、今まで実施しております各行政区の宅地、農地の定点モニタリング調査を継続し、さらには本年度村内88カ所に設置しておりますモニタリングポストで空間線量の周知を行い、あわせてその結果等については、お知らせ版やホームページ、タブレットなどで広く村民に公表をしてまいります。また、飯館までいな復興計画第5版で提示しております帰村を希望する村民の方々への個人積算線量計の貸し出しや線量マップの作成なども検討してまいりたいと考えております。

次に、村民の健康を守ることでございます。

村としては、今まで進めてきました甲状腺検査や内部被ばく検査、健康診査など、受診体制を整えながら継続して実施し、村民の健康管理に努めてまいりたいというふうに考えております。また、いいたてクリニックの再開を図るための医療体制も整えてまいりたいと考えております。村民に安心して暮らしていただくには、そのほかにも数々の対応が必要と考えておりますので、飯館までいな復興計画第5版ダイジェスト版に提示しております具体策について、できるものから随時取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目のものどのような時間で暮らすことでの放射線量の村の基準値についてお答えいたします。

現在の除染は、宅地、建物、農地、道路、そしてその周辺の森林など、生活空間を面的に除染をしており、除染に当たっては、国に対し、村の除染目標値であります年間5ミリシーベルト以下になるように徹底した除染を求めております。これに対し、国は、今年度から宅地除染実施後に局所的に高線量の箇所については、効果的なフォローアップ除染を実施し、できる限り空間線量の低減を図っているところでございます。

おただしの村内で暮らす放射線量の村の基準についてでございますが、放射線量に対する考え方は村民一人一人異なりますので、村としては村内で暮らす上での放射線量の基準値を設けることは考えておりません。なお、国は除染計画で示しておりますように、長期目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しており、村も同様の考えでございます。村としては、今後とも、さらなる空間線量の低減に向けた取り組みについて、国に対し強く要望をしてまいります。

次に、ご質問の3点目の見守り隊、8企業、村職員などの個人積算線量調査の結果と被ばくを少なくする施策についてお答えいたします。

村内の事業所等で業務に従事する方々の放射線量管理のため、個人携帯線量計を貸し出し、24時間の被ばく線量の測定を継続しております。まず、それぞれの平成26年度の線量値の結果でございますが、見守り隊は年間最高値が6.31ミリシーベルト、最低値が1.52ミリシーベルト、平均で2.56ミリシーベルトとなっております。次に、村内の事業所従業員では、年間当たりでありますが、最高値が2.56ミリシーベルト最低値が0.22ミリシーベルト、平均値が0.8ミリシーベルトとなっております。また、村職員は、年間当たりでありますが、最高値が1.90ミリシーベルト、最低値が0.73ミリシーベルト、平均値が1.14ミリシーベルトとなっております。

次に、この結果から得た被ばくを少なくする施策についてでありますが、それぞれの従事によって被ばく線量が最高値となった方々の傾向を見ますと現場に出向く機会が多い

方となっていることから、その回数を減らす、あるいは現場での滞在時間を短くするなど、具体的な対応を行っているところでございます。村としては、電離放射線障害防止規則に基づき、放射線被ばくの低減対策として引き続き村内事業者が受けける被ばく線量を適切に管理・指導をしてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の4点目の放射性物質除去と隔離について2点ございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

1点目の除染の成果とこれから計画実施状況についてでございますが、まず除染による空間線量の低減効果でございますが、現在国が除染完了した行政区の除染低減等について取りまとめをしておりますので、その成果等がまとまり次第報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。なお、村が先行しました須萱地区では、宅地、農地、森林等の全体の平均で、除染前時間当たり0.75マイクロシーベルトが除染後時間当たり0.36マイクロシーベルトとなり、52%の低減効果がございました。

次に、今後の除染計画、実施状況でありますと、去る11月25日に除染工事の進捗及び今後の対応について国と協議をいたしました。その内容でありますと、宅地除染については、平成27年3月までに合意をいただいた1,693件については7月に除染を完了し、現在は4月以降同意分の宅地除染を継続しております。除染を完了した宅地については、一定期間を経過した後に県が事後モニタリングを実施し、局所的に線量の高い箇所は平成28年度末まで局所対策工事を完了する計画でございます。

平成29年の4月に再開を予定しております学校施設関係でありますと、中学校については、まだ除染をしておりませんので、来年度の早い時期から実施する計画でございます。また、除染を完了しております幼稚園及び小学校については、改めて施設等の空間線量を確認しながら、学校等再開に向けて必要なフォローアップ除染等を国に求めてまいります。

農地除染については、先行5行政区のうち、前田・八和木行政区については9月の豪雨による農地での客土流出、土砂流入などの被害が多く、その影響により平成28年度の完了となる見込みでございます。そのほかの二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、関根・松塚の4行政区については、表土削り取り、客土、地力回復工事を平成27年度中に完了する見込みでございます。残りの14行政区については、9月の豪雨災害の対応をしながら、平成28年度中に農地の表土削り取りを完了させ、客土、地力工事についてもできる限り実施する計画でございますが、やむを得ず地力回復工事の一部について平成29年度に延びる可能性もあるとのことでございます。

森林、道路については、平成28年度中に除染を完了する見込みでございます。

次に、2点目の除染における村民からの要望、その対応の成果についてでございます。

村民からは、未除染や除染手法への不信、水田・水路への客土等の流入、畦畔の欠損などの対応など、除染への不信感や要望のお声を数多くいただいております。その対応としては、その都度現地に向いて、村民、国、JV、そして村の4者で村民の要望内容を確認し、処理をしているところであり、一定の理解や評価は得ているところでございます。村としては、引き続き村民の思いに寄り添いながら、国、JVに対し、村民の要望に沿う方向でできる限りの対応を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは、2の村民の健康を守ることについてと、2の4の放射線被害検査の実態と生涯にわたる検診、医療を無償で受けられる原発事故健康手帳の交付についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、各種検診等の結果についてでございますが、県と県立福島医科大学による県民健康調査検討委員会の報告によりますと、いずれの検査につきましても、これまでの知見で判断すれば、現時点での放射線の影響は考えにくいとの見解でございます。血液等の数値につきましても、放射線被ばくの影響で起こり得る異常などについても、現在までには兆候は見られないとの所見が示されているところでございます。内部被ばく検査につきましても、全受診者が年間1ミリシーベルト未満となっておる状況でございます。

次に、検診及び医療費の負担についてでございますが、村の検診につきましては、避難中は無料となっておるところであります。避難指示解除後も原発関連の検診料金につきましては、無料の見込みとなっておるところでございます。医療費の減免につきましては、その判断は各保険者に委ねられており、既に減免をしていない保険者もございますので、いずれは医療費の負担が発生するものと考えているところでございます。このような状況から、福島県で配布しております県民健康管理ファイルにより、各個人の各種検査、検診の結果等を記録・保存したものを健康手帳として活用してまいりたいと考えております。よって、原発事故健康手帳の交付については、今のところ考えておりません。

次に、2の避難生活での病気や死亡の原発事故との因果関係というご質問でございますが、村では現在までに42名の方が原発の災害関連死として認定されているところでございます。そのほかの方の病気や死亡等につきましては、原発事故との因果関係は今のところ認められていない状況となっているところでございます。しかし、環境の変化から高血圧や脂質異常を持つ人の割合が高い状況にございますので、避難による間接的な影響への対策に今後とも努めてまいりたいと考えているということでございます。また、放射線の影響につきましては、長期にわたり、かつ継続的に経過を見守る必要があると考えておりますので、今後も検査体制を実施し、村民の安全・安心が確保できるような対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目の避難指示解除についての3項目について、損害賠償の件についてお答えいたします。

原発事故による損害賠償については、現在原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づき、それぞれ賠償が行われております。この基準に納得できない方については、ADRへの申し立てや訴訟の手続によって賠償の請求が行われているところであります。

さて、ご質問の今回のいわゆる第5次提言について、過般、村民を対象に実施した方別懇談会で国から説明のあった避難指示解除時期をもって終了するものではないとの内容は、帰村後の生活、インフラ整備や営農、商工業などの再開に当たっては引き続き国において必要な支援を継続していきたいとのことであって、解除後も東電による損害賠償を継続するということではなかったかなとこんなふうに理解をしております。

なお、村としましては、避難指示が解除になったとしても、すぐには村に戻れない村民も少なからずおられるものと思います。しがたって、仮設借り上げ住宅の3年程度の継続支援や、また村に戻って営農や商工業を再開をされる方のために、計画どおりの収入が見込めなかった場合の減収の補填など、生活支援的な制度の確立について、今まで要望してきたところでありますが、引き続き国・県に対し強く要望し、村民の不安を少しでも解消できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、5点目のマイナンバーについてお答えをいたします。

まず、問題点、課題点の整理についてありますが、個人情報の流出やプライバシー侵害、成り済ましなど、犯罪の対策や対応について村で把握、課題等をどのように対応しているかというご質問かと思います。

村では、個人情報の流出の対策として、番号法施行に伴う職員の研修を9月に開催し、12月にも開催を予定しております。これは主に個人番号を取り扱う事務は細心の注意をもって取り扱うよう、厳重に指導を行ったものでございます。

また、プライバシーの侵害や成り済ましなどの犯罪対策としましては、番号法制度のシステムの構築において国の指導のもと最新のセキュリティーを施して構築をしております。今後も、国の指導のもと、システム構築を進めてまいります。

また、マイナンバーが万一流出し、不正に利用されるおそれがある場合は、申請によりマイナンバーを変更することが可能であります。

なお、マイナンバー制度に関連する事務の届け出などでは、成り済ましなどの不正な利用を防ぐため、厳格な確認を行ってまいります。

最後に、村として責任はどうとるのかについてでございますが、マイナンバー制度に限らず、個人情報が漏れることのないように、職員に対し、日々の業務の中で細心の注意をするよう指示しているところでございます。

なお、本定例会にマイナンバー制度の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の議案を提出しておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

7番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたけれども、1の1のほうから再質問をさせていただきます。

今後行政区との協議が必要という答弁ありましたけれども、この今の状況からして、村ではそれなりに情報もつかんで住所移転なんかもあるという予想もされる中での行政区との協議というのは、どの範囲でどんなことを協議しているのか、伺うものです。（「1の1と今言ったんですが、トップダウンの関係かなど」の声あり）1の2でした。

村長（菅野典雄君） 飯館村はかなり長い歴史で20行政区をそれぞれの区長さんを頂点に村と一体になって行政の推進に当たってきたとそういういきさつがあります。したがって、いろいろ課題が出てくるだろうというふうに思いますが、改めて戻ってもその中でやっていく、こういう考えを持っています。ただ、地区によってはなかなか難しい、進められないという思いもありますでしょうから、その都度相談に乗らせていただくとこういう理解です。公募制によって希望ある村民の活用をすべきではないかというところなんですが、こ

これまでにもかなりの形で一部そういうことであったわけありますけれども、いずれにいたしましたも、どのような課題にしろ、村民の方の声を聞いてきたということあります。ただ、その中に一般公募を入れるという話なんだろうというふうに思いますが、一般公募で何人かの枠でとるのはそれまでにもやってきましたし、これからも可能だというふうに思いますが、何せ大勢集まってということになると收拾がつかないという話でありますので、そのかわり多くの会議を開かせていただいて、村民の声を聞かせていただいた中で、最終的には村と議会で判断していくというこのスタイルはやはりこれからもやっていかないと、なかなか、特にこの原発事故、放射能、100人いれば100人が違うという考え方の中では非常に難しくなっているのではないかという気がいたしますので、そういう趣旨を十分捉えながら、さらにやはり復興を進めるにはどうするかというそういう中でこれからもやっていきたいとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 次に、2の2、答弁にありました88カ所に設置されたモニタリングポスト云々とこうあるんですけども、どうもモニタリングポストそのものが役場の検査機器を持っていってはかっても、表示されたものと実際はかっているのと違いがあるんですけども、違いはやむを得ないということなんですが、あとはこの何カ所か故障中というか、いつまでこのとおりになっているのかわかりませんけれども、そこにポストが必要なり計測器が必要であれば、村のものと県のもの、いろいろ箇所的にはよくわかりませんけれども、どれが村でどれが県でどれが国かというのは、しかしながら現実にそういうものが村中にあるという中で、村民は非常に不安なんですよね。だから、せっかく皆さんのがきちんと確認できるモニタリングポストが信用できないということになれば、さらなる不安を招くだけで、せっかくの公費をかけて建っているものが浮かばれないんじゃないかと思うんですけども、実態としてはどういうふうに考えているのか。

除染推進課長（中川喜昭君） モニタリングポストの件でございますが、まず1点目の、多分サーベイメーターをお持ちになって……、失礼しました。国・県でつけておりますモニタリングポストは2種類ございまして、1つは発災後当初につけました、集会所につけましたフェンスの中に置いてあります可搬型モニタリングポストと、あとその後に公共施設といいますか学校関係、幼稚園、公民館等につけたものがリアルタイムのモニタリングポストという2種類がございます。それで、その違いという部分が、この場でもいろいろご議論もさせていただきましたが、その可搬型モニタリングポストの数値が役場のほうで持っていたり各行政区で持っているサーベイメーターより低い数値が出るということで、村もその数値というものははかりましたが、大きいところで20%の差があるところもあったということです。ただ、その可搬型、フェンスに入っているものは、やはりサーベイメーターとは違う検知の仕方をしているということで、いわゆる可搬型というのは原発施設のほうに事故があった際、すぐさま数値がとれるという方式のものということでありまして、事故線量的なものが見られるものと。あとサーベイメーターと坊主型になっているものは同じ手法であります。これらはある程度数量を多く出し、これは予防を予知させるといいますか、いわゆる若干高目に設定してあるという対応ということになっておりまして、その辺が2種類あるということで、村民の方々、特に行政区のほうからは広く取

りかえの要望等出されております。そういうことで、計測の違い、機種の違いで現在サーベイメーター、村等も使っておりますが、それとの違いがあるということでの違いということであります。それで、国の方にも、その計測の仕方を同じくしていただきたい旨の要望をしておりますが、なかなか通告が行っていないという状況でございますので、機種の違いということでの部分でご理解をいただくしかないのかなというふうに思っております。

今後も、村民の方々に不信をとなりますので、できるだけサーベイメーターと同じ手法の計測の仕方のほうを求めていきたいというふうに思っております。

次に、故障の部分でありますが、今現在「測定不可」というふうに張り紙をさせていただいておりますが、それは26年度事業で県のほうが設置をしていただきました13基の部分でございます。実は、26年度事業ということで進めていただきましたが、今年の4月、3月末までの契約の中で業者の方方が竣工できなかつたということで、県のほうが契約を破棄をしてしまったというものでございまして、その関係で業者の方と県のほうと今係争している状況で、県なり業者が触れない状況になっているということで、測定不可というような張り紙をさせていただいて周知しているものでございます。

なお、これらについては、お知らせ版等でそのような状況、あと各行政区なり地権者の方々には周知をしているところでございます。

その対応としまして、村としては議員おただしのように必要な箇所への設置ということで村も要望しておりますので、改めて今年度事業で、同じ場所になりますが、設置を今進めているところでございます。県のほうも9月補正の中でとて来週場所の確認をするという動きで、27年度事業でまた同じ個所に2つ並ぶような形になるところもあるかと思いますけれども、設置をするということで進めております。以上です。

7番（佐藤八郎君） その第5版で提示しておるという流れで、帰村を希望する村民への個人積算線量計の貸し出しというふうにありますけれども、この帰村を希望する村民というのはどんな方を、今まで一回も避難していない人を含め、今後準備宿泊とかされる人なのか、通勤して仕事している方なのか、先々帰る人も含むのか、どこまでを貸し出しの対象としているのか。

あと、線量マップの作成というのがあるんですけども、これは何メートル間隔なり、何百メートル間隔の線量マップをつくるのか、どんな線量マップになるのか伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） まず1点目の個人線量計の貸し出しですが、答弁に書かせていただきましたように、今後どのような形になるかはちょっと私のほうも今後国との村との話とか聞いたりとかそのような話になるかと思うんですが、今後帰村するようなことになった際、やはり個人線量計を持っていただいて、やっぱりどの程度被ばくといいますか体に受ける線量があるかというふうなものをやはり個人個人で知っていただくことが大切なかなということで、ダイジェスト版のほうに書かせていただいたことがありますので、今後の動きの中でそれらを対応するということで検討していきたいということであります。

あと、線量マップにつきましては、これも今委託事業でふくしま再生の会さんと、道路上ではありますけれども、線量調査をしていただいて、今年出しました線量の調査の報告書を見ていただきますように、あのような形でメッシュ型で出していきたいなというふうに思っております。それで、よりメッシュ、細かい部分ですね。例えば福島市、伊達市のほうは500メートルメッシュとかというふうに聞いておりますが、それよりも細い部分でやっていきたいなという思いはありますが、その辺についても、測定の方法やら、道路、畑、宅地等も含めていきたいと思っておりますので、検討させていただければというふうに思っております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 後のあれともかかわるかもしれませんけれども、いいたてクリニックの再開という部分でありますけれども、クリニック再開してどこまでどんな検査、治療、どういうものができるような医療体制が整えられるのか、今話し合われている結果なんかを踏まえてお教え願います。

健康福祉課長（高橋正文君） いいたてクリニックの再開というご質問でございますが、検討委員会で現在ご提案した内容につきましては、来年度準備宿泊に合わせて、28年度の9月というのがちょっと出ておりましたが、これは9月というのはコンプリートの数字ではありませんで、そのころを目安に仮再開できるよう準備を進めようということで提言がなされております。

再開の診療の内容でございますが、被災前に行っていました総合内科等を予定をしております。当初は被災前行っていた歯科は今後の再開時期の検討ということで、当面は総合内科等の診療を考えております。

以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 目に見えない、においしない、味しない放射性物質ですからでしょうけれども、事故前と同じ総合診療だとそういうふうになると、放射能はなかったと同じという考え方なんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 私が今申し上げたのは、医療のほうでございまして、議員ご承知の放射線関連につきましては、各種検診、検査等で今後も今と変わらず対応できる体制を整していくことが必要かなというのが、必要かつ重要であるというふうな考えを持っております。

7番（佐藤八郎君） 実際、飯館村で個人事業なり、役場の職員や見守り隊の線量値の結果をいただきましたけれども、どの数字とっても年間1ミリシーベルトに及ぶ状況じゃないんですけれども、国は時間当たり4.6マイクロシーベルト以下であれば避難解除するという動きですから、よく答弁の中で最終的にというか、本来であれば1ミリシーベルトと申されますけれども、それまではこのような線量値の結果を浴びながら仕事をし、生活をすることになるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 国は我々が避難開始をするに当たっての基準は年間20ミリシーベルトを超えるので避難したということだったわけであります。それは国も崩しておりませんが、我々避難させられた者が20ミリで帰るという話ではないという話で、これまでにも除

染の目標、それから最終的には1ミリシーベルトの時間当たりとこういう話でやってきた、時間、年間が1ミリシーベルト、そういう話でやってきたわけで、したがってこれからもできるだけ下げる努力はしていきますが、村民の皆さんには、現在の状況をできるだけ把握していただけるようなモニタリングなり情報公開をし、その中で個人個人に、大変申しわけないんですけれども、判断をしていただくというのがこれからの方針性だろうというふうに思っております。無理に戻らなくてもいいよ、戻りなさいという話はできませんので、できるだけどちらにせよ村としては最大の支援をしていくということであります、特に村に戻るに当たっては、やはり皆さん方の戻らないにしろ、ふるさとありますから、そこを守っていただく、あるいは復興していただくということに力を入れていきたいとのように思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 何度か放射線の問題で質問はして、電離放射線障害防止規則なるものが答弁されておりますけれども、本来この規則や放射線障害は従事者が負うものであって、村内に戻って生活する基準ではないし、年間5ミリ食べていいなんていうことはないんですね。そういう意味からすれば、この答弁の姿勢そのものも私はおかしいと思いますけれども、放射線量限度年間1ミリシーベルト、国内法のいろんな法律ありますけれども、そこから見ても、何でこの5ミリという。除染の云々は、当面5ミリというお話ですからあれですけれども、過去のいろんな各年度調査の観測規則やいろいろ、発電所、原子炉の設置などいろいろな条文を見ても、やっぱり2ミリシーベルトというのは最低限守らなければならないところだというふうに、人間が生活していくのにですよ、そういうことで、よく電離放射線障害防止規則を持ち出しますけれども、県の交渉をした際には当然県民健康調査課ではこういう答弁はしないんですけども、なぜ村はそういう答弁をいつもするんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 1ミリシーベルトになれば、全員帰っていただけるということでもないというふうに思っています。ですから、目標としては1ミリシーベルトということでありますし、またもう少し早く帰りたいという方もいるわけでありますから、浴びていいなんて言うつもりは全くありません。それぞれ我々は国なり、県なりに、できるだけ安心して住める状況を求め、そしてまたそれはそれぞれの判断の中で自分の居場所といいますか人生を考えさせていただく。それにまた精いっぱい支援をするという形しかこの放射性物質に対する対応は私はないのではないかというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 甲状腺がん一つとっても、白血病をとっても、かなり数値的にいろんな地域やいろいろな世界的に見ても、高いという現実があるわけありますけれども、どうも県の検討委員会などなども資料をもらって見ますと、分厚い資料ですからいろいろ書いてありますけれども、いずれにしろ因果関係はない、放射能のせいになったものではないまとめ方なんですけれども、それを信じて村もどんどん進んでいくとなれば、どんどん浴びていくことの事実はあるわけありますよね。なぜならば、20ミリを超えるから危険で住めない地域だから全村避難しなさいという危険な部分に当たるんですよね。蓄積されまくから。きのうまで浴びたものは終わったわけではないんですよね。だから、そういう考

え方をすれば非常に曖昧な形で進められているなというふうに思うんですけれども、まして除染一つとっても、230キロ平方メートルの約85%を放射性物質置いたままの状態であります。皆さんもご存じのように、放射性物質、風やほこりや流水や流失、いろんなことで移動・拡散されます。その事実をもってしても非常に大変なことだなと思うんですけれども、私の考え方過ぎなのか、村の姿勢はそうではないのか、伺いものであります。

村長（菅野典雄君） 佐藤八郎さんの考えは佐藤八郎議員の考え方として正しいと思います。ただ、違う人の考え方、多分正しいと。これがやはり放射性物質の特異性でありますので、八郎議員の考えに全て沿っていくというわけにもいかないというのが我々の考え方でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。何せできるだけ多くの人たちが安心できるような努力はこれからも長く続けていく、これがやはり大切だというふうに思いますし、住民の健康をしっかりと守るということではないかなという気はします。多分安全だというのは、今のところ特別放射性物質について影響が出ているということではないけれどもという、今のところであります。これからふえてくる可能性だってあるわけでありますから、当然それはその検査体制をしっかりとやっぱりやっていくというのは国・県から出されたことではないかなというふうに思っておりますので、村民の健康の検査体制なり、あるいはその内部被ばく、甲状腺の検査に最大限の努力を払っていくべきだというふうに思いますので、住民の方もできるだけそういうものに積極的にご参加をいただくなり、自分で自分の状況を判断をするという形をお願いできればなどこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） それぞれ考え方があるという、村長はずっと一貫して放射能については個々の考え方だ、考え方だと言っていますけれども、もちろん村長の意識からすれば、避難しないで済まそうとした当初から見れば、それはそれで理解するものでありますけれども、ただ1時間当たり0.23が1ミリで、2.3マイクロが10ミリ、20ミリが4.6マイクロシーベルト。だから、4.6マイクロシーベルト以上のあるところは危険地域というふうに国の指定からいってもなるんでありますけれども、日本はそういう指定の仕方をしないで被害者同士で懇談をして進めているのが今の実態でありますけれども、今後私は危険な地域は危険な地域という看板を立てようかと思っていますけれども、4.6を超えると国で言う危険な地域だと思うんでありますけれども、村はそれはそれで個人的な考え方だ、放射性量が幾らあっても個人的な考え方だという方向しかないんでしょうか。

村長（菅野典雄君） お断りしておきますが、当初全く避難していないで済むという話は何回も私のことに対して言われてますが、そうしますと3月の19日、20日鹿沼に避難をさせた、あるいは飯坂に避難させたというのはどういうことになるのか。決してそんなつもりは全くございません。それなりに村民のことを考えながら、そのときそのときできる限りのことをやらせていただいたということであります。

ただ、残念ながら、全てというわけにもそれぞれの家庭の事情なり個人の事情があってできなかつたということであります。

今のお答えでありますけれども、いずれにいたしましても、我々はこの放射能の物質について全く指針がなかったという反省は大いにやっぱりしなければならないなという気

がいたします。ですから、いろいろな形でこれまでにも行政として努力はしてきましたけれども、なかなかやっぱりこの目に見えない、色もにおいもない物質の特徴を把握するというのは非常に難しいな。もうそれは専門家さえも右から左までいるわけでありますから、非常に難しい。でも、やっぱり我々はこれから生活をしていかなければなりませんので、そう考えますとやっぱりどこかの一つ線で線引きをするというのは非常に難しいし、それぞれ個人に対しても大変なやっぱり思いをさせるということではないかなと。いわゆる一生懸命安心の場所をつくりながら、それぞれの判断に委ねさせていただくということがその人にとって心身ともにやはりいい形になるんではないかなどと。決して勝手にしろというそんなつもりは全くありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 賠償についてござりますけれども、6分の6で賠償は終了するよう必要としているかのようなことを聞いておりますけれども、そのような事実はあるのかどうかと、もし事実があるとすれば、いつどこで誰にそういう要望をされたのか、伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 今のは精神的な賠償のことでしょうか。それとも全体の賠償でしょうか。賠償の基準は、全て国のはうの下請け機関というか、原子力損害賠償紛争審査会のほうの今回の賠償の基準、4次追補で賠償がなされているというのはご理解いただけるというふうに思います。その基準の中で、特に今の6分の6というのは帰還困難区域ですよね、基本的に。それ以外は避難指示解除の時期によってその賠償の額が決まる。6分の5とか6分の4とかというような賠償の避難指示の解除時期によって決まるということになっておりまして、しからば29年の3月、国のはうでは帰還困難区域を除き帰還できる環境を整えるということで、6月12日に指針が示されたところであります。

それで、翌29年3月までに解除ができなかつた場合ということかなというように思いますが、それについては、紛争審査会の中では不透明です。不透明です。ここで終わりだということが確定した文言は載っていません。ですので、その辺は不透明なんですか、避難指示解除の権限は国のはうにあります。もちろん村と県と住民と協議をするという項目はありますが、最終的な解除の権限は国にありますので、その解除の時期が例えば29年の3月でなくてそれ以上伸びるという地区が例えば出たとすれば、それは今の紛争賠償審査会の基準によれば確定ではないということで、伸びる可能性も残されているというのが今の基準であります。ただ、それが国のはうの判断として帰還困難区域を超えて伸びるかどうかというのは私はわかりませんが、そのために6分の6、今回精神的な損害賠償は解除時期にかかわらず6分の6プラス1年で7年の精神的損害賠償の請求の手続がとられたということあります。したがって、村のはうで6分の6にという話を国のはうにしてるわけでも何でもなくて、その審査会の基準の中での避難指示解除の時期によって賠償が決定されるという基本原則は変わっていない。ですから、6分の6よりも伸びる可能性もないとは言えない。ということです。

7番（佐藤八郎君） 9月26日、各省交渉で出た経済産業省職員から言わせれば、一律に賠償するように東電には指導していると。さらに、2年間に限られたものではないとかという、営業損害やらといろいろ。そういう方向づけ、国はしているという回答をいただいてきて、

私は村の隣町の町長さんと国に交渉に行って6分の6という要求に終了みたいな話になつてゐるみたいな話を聞いたので確認をしているところでありますけれども、今の答弁ですとそうではないという話なので、あと全協においても国との交渉結果は来ているというふうになっていますので、それはそのことでいいんではありますけれども、生活支援的な制度の確立ということを前から村長がよく言われていますけれども、説明会などで何度も言ってますけれども、この部分はどういうものを指しているのか、具体的に見えたものはあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） いっぱいあるんだろうと思うんですが、単純に考えて戻って農業をしよう、あるいは店を開こうとなつた場合に、今まで例えば100万収益があったのがとてもいかないということになれば、100万はなかなか貸与というわけにはいかないでしようけれども、とりあえず最初の2年か3年は70%ぐらいで、その後の二、三年は40%ぐらいで、あとはないよというような、その間にぜひ自立をというような、そういうやっぱり支援制度があれば賠償ということもなくともそれぞれ自立に向けて頑張れるんじゃないかという話でありますし、またアパートに住んでいる方も、すぐ出されたり、あるいは高額の住宅料を払うということも大変なんだろうから、それもやっぱりもうちょっと長期にわたりませんかという話とか、あるいは山の除染がなかなか難しいんだったらば、森林再生というやっぱり交付金を20年ぐらいにわたって出すというような、そういうようなことが幾らでも考えられる。我々のこの大変な不安になぜもっと寄り添えないのかなという話はその都度強い口調でお話をさせていただいているところであります。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 平成27年12月議会において一般質問をするものであります。

2012年、ブラジルのリオデジャネイロで国連の維持可能な開発会議が開かれたんだそうですが、ここで演説をした南米のエクアドル大統領が、世界で一番貧しい大統領スピーチと言われたそうです。その国の首脳たちが二酸化炭素の排出削減、再生可能エネルギーの提案など持続可能な環境づくりであったのに対しまして、大統領のスピーチは衝撃的であったということあります。そのスピーチの内容は、「貧乏とは少ししか持っていないことではなくて、限りなく多くを必要とし、もっともっと欲しがることである」。ホセ・ムヒカ大統領。環境と現代人の生活スタイルまで疑問を投げかけたということで有名になりました。我々も過去に戦時中の「欲しがるな、勝つまでは」という言葉がありました。さらに、戦後の復興において、福島県のチベットからの脱却を訴え、安全神話による首都圏東京への電源供給は、結果として原発事故被災を受けて省みれば、経済に対して限りなく多くを必要とし、もっともっと欲しがった結果ではないだろうか。逆に、少ししか持っていないから必要なものを獲得するのは決して間違いでありません。社会の発展と生活の向上心は、猿から人間に進化する際のこれはわざでもあったはずであります、課題と問題はもっともっと欲しがる経済成長神話があつて、それを支える原子力エネルギー安全神話がつくられ、それを支える原子力村がつくられたところに大震災と津波、そして原発事故という大災害が発生したのであります。ここで私たちはもう一度立ちどまって大

いなる反省をしなければ、原発の再稼働、再増設をまた許してしまうのではないか。もつともっとと欲しがる貧乏根性をここら辺で直す勇気が必要なのではないかと考えた次第であります。

さて、帰村・復興について、農林業の復興・再生について、3点伺います。

第1点は、避難解除に向けた営農再開について、営農再開こそが農村復興の始まりである。放射能災害からの復興は、今までの営々と営んできた農業の振興では立ち行かないため、新しく農業を起こす農業振興への転換が求められています。放射能災害からの復興のため、つくることだけでも大変であります。しかも、風評被害から、販売の難しさもありましょう。まずはできるところから営農再開し、持続可能な農業の展開と6次化産業を見据えた戦略を組んで、今から準備できる施策と帰村への施策を組み立てていかなければならぬと思いますが、村長の所見を伺いたいと思います。

第2点は、林業振興について伺います。

林業振興は、まずもって最初に森林の除染、民有林を中心とした里山除染が不可欠であります。私は、森林組合長として、昨年から今年にかけて国と県が主催する避難区域での森林再生・林業再開についての会議に3回出席をする機会を得ました。森林除染と里山除染の実施が森林再生・森林再開の大前提であるべきと発言を繰り返してきたのですが、会議を仕切る司会進行者の県の幹部からこんなことを言われました。「除染を前提とされれば、森林再生・林業再開事業は進まない」と言われました。また、出席している環境省職員は、「森林除染は森林方法の知見を集め、近いうちに提示します」との繰り返し。これ、3年、4年前と同じことを繰り返しています。

また、これらの会議では、帰還準備区域での山林の空間放射線線量が時間当たり2.5マイクロシーベルト以下でなければ伐採作業ができない。また、0.5時間当たりマイクロシーベルト以上の森林では、調査が不可欠だ。また、樹皮、バークの線量については、6,400ベクレル以下でなければ伐採・搬出は不可能とした指針を示しています。

これに対して、我が村の森林の放射線量の分布は、林野庁との調査を請け負った日本緑化センターが調査しました結果から、帰還準備区域の二枚橋、大倉地区が0.6から0.8時間当たりマイクロシーベルト。村のほとんどを占める居住制限区域の線量は、少なくて1.0時間当たりマイクロシーベルト、多いところで3.0から4.0マイクロシーベルトと分布されています。国と県が示す範囲内でのデータで村の森林の伐採及び搬出は不可能であります。よって、村の大部分を占める居住制限区域の森林再生、林業再開は、制限され続ける状況にあります。

この際、森林の除染の実施と居住制限区域での森林再生に向けた林業の再開、伐採、搬出可能な新たな指針の要求と切り出された、伐採された林産物の活用について、国と県に強く要望すべきだと思いますが、その対策について伺います。

最後に、3点目は、村民に春の山菜がとれない、秋のキノコがとれないなど、山の恵みへの愛着を多く持っている、こんな声が聞こえます。

私は、先例的に、先取的に、来年度事業として市民農園事業のような村民農園を造成して、山菜の栽培、あるいは果樹の栽培など、桃栗三年と言われるこのような品目について

準備的に試作事業を実施してはどうかと所見を伺うものであります。

以上です。

村長（菅野典雄君） 8番佐藤長平議員の農林業の復興・再開についてのご質問にお答えさせていただきますが、その前に今佐藤議員からお話をありました。大変すばらしい考え方であり、私も同感でありますので、お話をさせていただきますが、我々この原発から何をやっぱり学んでいくべきかというのが一番大切なことだろうと思います。それはやっぱり今おっしゃられたように、もっともっとというふうに限りなくいわゆる要望を拡大していくべき結果的には今のような形になってしまふということではないかなというふうに思っております。多くを持っていない人が貧しいのではなくて違う人だという、これはスペインのことわざなんだそうでありますし、貧しい大統領の本も今買って必死に私も読んでいるところですが、いずれにいたしましても、しっかりとそういう考え方で国が方向を少しでもやっぱりつくってもらわない限り、また我々のこの大変さはまさに無駄花になるんではないかという思いであります。こうして同じ考えを持った方が大勢いられる、その代表としてお話をいただいていること、改めて心強く思ったところであります。

さて、1点目の営農再開に向けての準備計画と施策であります。さきに示されました復興計画第5版の基本方針の中に農業再開に必要な放射性対策を進めるということで、着実な営農再開、出荷再開に向けて作業を行っていこうということであります。

営農再開・出荷再開の流れでありますが、おおむね手順があるようあります。第1段階は、米・野菜については作付制限または摂取制限、出荷制限の解除に向けた取り組みが必要ということで、国・県のルールに基づき、村が必要な試験栽培などを実施するというのが第1段階だそうでございます。28年度には主要農産物の制限解除に向けた取り組みとして帰還困難区域を除く全行政区での野菜の試験栽培のほか、和牛の繁殖再開に向けての牧草などの試験栽培や全村的な水稻の栽培を実施したいというふうに考えております。これが第1段階です。

次に、第2段階として、制限解除の取り組みと並行して地元の農業復興組合などに除染完了農地の速やかな保全管理と地力回復をお願いし、農地保全に要するトラクターなどについてはその導入を図っていかなければというふうに考えているところであります。

次の第3段階としては、営農者や集落のニーズに合わせて農業機械や農業施設の導入、水路や暗渠排水の修繕など、農業基盤の復旧を図ることとして、これを国・県と協議を進めることであります。

最後の4段階として、営農者による実証栽培と県による緊急時モニタリング検査を実施し、生産物ごとの出荷が公表、あるいは許可されるということのようであります。

制限解除までのルールにつきましては、花卉や牛、山菜、キノコ、鮮魚などについて、それぞれ異なるために、村では村内での営農再開を希望される農業者の考えを隨時お伺いし、それぞれの要望に沿った取り組みや機械施設などの導入について、国、県、民間団体などから交えて検討を進めているところであります。

次に、農業の6次化に向けての取り組みでありますが、本村農業の復興・発展のためには重要な課題であると考えてはおります。復興計画第5版には、施策として農業経営を支

援することを挙げておりますと、現在、二枚橋のいいたていちごランドにおいてイチゴを利用した紅茶の商品化に向けて進めておりまして、いずれ村の产品として取り組むということを今考えているところであります。現在も村の名前等冠としたお酒なども販売されておりまして、震災前には村内で農産物の加工工場を東北の基地として建設する計画もあったわけですが、残念ながらこの震災でそれがだめになつたわけであります。村では、そういう考えが大切だというふうに思っておりますので、今後も少しずつであると思いますが、農業と商工業のつながりを大切にして生産と加工と販売、いわゆる6次産業化というものを少しずつ取り組んでまいりたいと。あるいは、協力を住民にお願いしたい、あるいはお知恵をおかりしたいとこういうことであります。

花卉については、村内で花の生産・販売を行う計画で、現在、深谷地区の拠点整備とあわせて花卉業者と飯館ブランドの花の栽培、花の苗などの販売も含めてできなかといふことで協議を進めているところであります。村では営農再開に向けて関係団体、学識経験者による営農再開検討会議をつくっておりまして、この協議も踏まえて、企業等の外部の支援もいただきながら、道の駅「までい館」での販売なども視野に入れ、またそこの販売だけではなくて村としていろんな流通も考えていかなければとこんなふうに考えているところであります。

次に、2点目の林業の件であります。

議員ご質問のとおり、森林除染が進まない中で、林業再開が大変困難な状況に直面しているというのは事実であります。昨年12月に県から「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針」というものが出来ました。この指針は、営林活動に伴い、1キログラム当たり8,000ベクレル以上の指定廃棄物が発生することを防止する目的でつくられたものでありますが、指針では特定線量が業務ガイドラインをもとに毎時2.5マイクロシーベルトを超える森林ではできる限り作業を行わないようにとこうされておりまして、毎時0.5マイクロシーベルトを超える森林では試験栽培した樹皮が1キロ当たり6,400ベクレル以下でないと伐採搬出ができない、こうなっているところであります。この指針は、村内での営林活動は実質的には今ご質問のようにできないということで、大変厳しい基準であるところから、村では他の被災自治体及び林業団体とともに、機会あるごとに基準の緩和措置や柔軟な運用について国・県に要望を行ってきたところであります。

今年の7月に林野庁まで私出向きました、同じ趣旨の要望書を手渡してきたところであります。なかなかそのままいい返事ももらえなかつたわけでありますけれども、何せ村の7割を超える面積が山林でありますから、村にとって、村民にとって貴重な財産であり、この保全管理は重要な課題だというふうに認識をしているところであります。

また、里山というものは、帰った人たちにとってはまさに生きがいの場でもあり、就労の場でもあるわけでありますから、村では震災後、再三にわたり里山再生事業の実施を要請をしているところであります。

村では、先般、関係団体、学識経験者による森林資源活用検討会議をつくりまして、林業再生、あるいは再開に向けてさまざまな手法、事業等の検討をお願いしており、この議論を踏まえて林業再開の動きをしっかりとやはり進めていかなきやならないとこう考え

ておりますので、これからも力添えをいただきながらしっかりと進めていければとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、3点目の山菜の農園造成等試作についての質問にお答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、現在、村内に自生する山菜やキノコ、原木シイタケ等につきましては、包括的な摂取制限・出荷制限がかけられております。また、村が実施している食品のモニタリング調査でも高い数値が出ていることから、この制限解除には大きな困難が予想されるところでございます。考えられる対策といたしましては、議員もご承知のとおり、農地や施設での栽培があろうかというふうに思います。県との協議の上、震災前に栽培した実績のあるタラの芽などの栽培や現在きこりの再開も具体化しておりますので、きこり周辺の山を利用した山菜の実証圃などを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分からといたします。  
(午前11時52分)

#### ◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時10分)

8番（佐藤長平君） 第1点目の営農再開についてであります。来年度、28年度でありますが、行政区の野菜試験、それから牧草の試験等々、答弁に出てきたんですが、これ以外には考えていないんでしょうか。例えば、小高あたりだとバイオマス関係のホログラムとかそういうもの、試験導入して結構な面積こなしてやっているという実例があるんですけども、飯館の場合は各地の野菜試験と牧草だけなんでしょうか。もう一度。

復興対策課長（愛澤伸一君） 28年度の事業ということでございまして、これから予算編成作業に入るということでございまして、まだ明確にこれをやる、これをやらないということが決まっているわけではありませんけれども、今般の一般質問で答弁させていただきました流れにつきましては、29年3月ごろに予定されている避難解除の時期の前に帰つてこられた村民の皆様が自分のうちで幾らかでも野菜なりの栽培ができる、自分のうちでつくった野菜を食べられると、こういった環境をつくらなければならないということで、28年度中に、この摂取制限が全村域でかかっているのですから、これを何とか解除する手続を踏みたいというふうなことで答弁をさせていただいたところでございます。

その他のさまざまな品種の試験栽培につきましても、これやらないということでなくして、いろんな方のご意向、特に各行政区に農業の復興組合ができているわけでございまして、そういった方々とご相談をしながら、ただいまおただしのあったエネルギー作物のようなといったものについても鋭意に取り組んでいくように協議を進めてまいりたいと思っております。

8番（佐藤長平君） 私も質問の冒頭申し上げたように、単なる今までの農業の復興といいま

すか農業の振興じゃなくて新しい農業の模索でありますから、私は来年度が重要なのではないかなというふうに思っています。ということは、29年春以降で第2段階ということで組んであるようですが、この第1段階の来年度、どういう、いろんな作物に挑戦したほうが私はいいと思っているんです。国県のお金のことばかり答弁にあるようなんですが、村単事業でも、最後の質問の山菜農園等同様、果物とかあらゆる分野の農産物について試験栽培をしてみて、どういうものを、飯館村に合うほとんどのものがつくった結果、セシウムの検出はないんだよというやっぱり実績をつくんなきやなんないんではないかなというふうに思っているんですが、来年度の取り組みとしてどうなんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 議員おただしのとおりでございます。村の除染が今農地の除染、進んでいるところでございます。担当課といたしましては、今住民の皆様に中山間地の見直しの中で協定農用地の見直しを各地区の方々にお願いをしているところでございます。その回答状況によりますと、やはり自分でご自分の農地を管理されるという方はやはり限定的でございまして、どうしてもやはり耕作ができない土地といいますか農地が多分出てくるのではないかというふうに非常に心配しているところでございまして、村として從来型の土地利用型の農業が今後帰村した後も同じように継続されるかどうかというのは非常に難しい状況にあるのではないかというふうに思っているところでございます。そうした中で、作物がなかなかつくれないという農地をどのように利用していくかという中では、こういった例えば、さっきの質問になりますけれども、山菜のようなものを植えてみたり、あるいは今おただしのありました果物であるとかその他の多彩な品種を植えてみるということも大事な方策になってくるのではないかというふうに考えておりますので、今後地区の皆様、あるいは関係者の皆様と協議をさせていただいて、できるだけ28年度の事業に取り入れられるよう努めてまいりたいと思います。

8番（佐藤長平君） 29年春からは、帰村を前提として話をするわけなんですが、来年度、営農再開、それから家庭菜園、多分家庭菜園というのはハウス施設なんかがあったほうがよりセシウムの舞いを防ぐとかというのがあるから、そういうものへの補助金等々の施策が来年度から私は始めてもいいのではないかと。来年度から始めないと、29年春に出したんでは、29年は使い物になりませんよね、特に施設なんていうのは。だから、来年度からそういう家庭菜園なり、営農の再開と個人的に行うところについては事業化すべきだというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私も簡単にいわゆる居住制限がある程度になれば、つくっていいと、あと売れるか売れないかは勝負だとう思っていたんですが、よく聞いてみたら、先ほど答弁したように、きちんとした組み立てをしないとつくってはいけないというこんな難しいことはあるんだなと思ったし、いつまでもそうして、確かに安全のためにいろいろ手順を踏んでもらえるのはありがたいわけでありますけれども、何か遅々として進まない状況があるなというふうに思っているところであります。もし家庭的に個人の判断でやっていいということであれば、当然小型のハウスなり、あるいは牧柵ですか、イノシシの問題が言われておりますから、そういうのは来年度の補助の中に入れるというのはもう全くやぶさかではないだろうというふうに思っておりますので、その辺もうちょっと国との協議

といいますか検討協議の中で、できるだけ個人の判断でできないのかどうかということを、公に販売とか何かではありませんから、考えていきたいと、検討してみたいとこのように思っております。

8番（佐藤長平君） 林業資源の活用検討会が始まりました。村長答弁の中で、保健福祉の検討会は大分早くから進められていて、その提言書が届いたかのような答弁を聞いたところですが、この営農再開検討会、それから森林資源の活用検討会、それから学校再開についても、当初予算で上げられた事業なのに、今年の秋にずれ込んでいる。私ちょっとこれ批判をしたいんですが、役場の行政全体が平時になっているのではないかというふうにつくづく感じます。もっと緊急性、緊急時の行政対応という観点からすると、それぞれの検討会の初めて開催する時期が非常におくれたというのは、私非常に不満です。どのようなことがあったのか、この際伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 林業にかかわらず、よその今の学校再開なり、農業の営農再開検討会議なりということですが、林業のほうと営農のほうは、これは災害が発生しました。そんなことで、人員体制とかいろいろなこと也有って、もっと早く営農再開検討会議なども開く予定にはなっていましたけれども、そういう異常事態といいますか台風の豪雨災害とかもありましたし、その部分でおくれたかなというふうには思っております。

学校再開については、多分これすぐに12月までに、予算編成までに結論が出るというような問題ではなくて、もう少し丁寧に議論をする場といいますか、いろんな方々から意見を聞く場というのも必要ですし、アンケートの調査なども必要ですし、そんなことで12月までには答申というんですかね、それが出せなかつたというのではないのかなというよう思っています。いずれそう遠くない時期に、営農再開にしろ、森林のほうは、林業のほうは今つくったばかりなのかなというふうに思いますが、営農のほうも2回開催していくまして、当初予算に編成できるものは、今そのできるものについては担当課のほうで詰めているところであります。

8番（佐藤長平君） 特に、この営農再開、あるいは森林資源の活用について、もう今ころまではこの中間報告というのかな、そういうものが出て、議会のほうにも提示してもらって議論ができる、そんな状況を私は生み出さなきゃなんないんではないかなというふうに思っているんです。来年の3月の予算委員会では、またもう一汽車おくれるわけですね。私もこの森林検討会に入っているんですけども、いかんせん今開かれても来年度予算に反映されるような議論も何もできません。ですから、これもうまるきり1年おくれているんです。もっと早く六、七月ごろから立ち上げれば、今の段階で中間報告的なものが提示されるのではないかと。そのことを議論しながら新年度予算に反映する、そんな手順になるのではないかというふうに見ていましたんですけども、いかんせん、こんなにおくれては、私としてはもうまるきり1年おくれちゃったなという感じをしているのですから、もっと緊急時の対応だという心構えを役場全体でつくっていただきたいなというふうに思う次第であります。

3点目の山菜の実証園、きこり周辺という考え方とは、これは線量が高いからここにつくるということでしょうかね。

副村長（門馬伸市君）　線量が高いということではなくて、先ほどの答弁したとおり、来年の3月からきこりが再開、お風呂のほうだけですけれども、再開することになりますので、どちらかというとあいの沢周辺、震災当時、線量が非常に高かったんです。今回もきこりが再開するということもあって、今除染のほう特に人が集まる場所ですので、できるだけ線量を低くするための除染をやっています。でも、それだけではまだ足りないということもあって、皆さんのが集まるところですから、できるだけきこり周辺の環境だけは、裏山にも行けないようではどうしようもないで、そういうその程度の除染も含めて丁寧にやっていくということと、人がこれからあいの沢に、あるいはきこりに来るわけで、そのときに裏山に行ってワラビとかそういうキノコとかそういうのがとれて、それが食べられれば、摂取できれば一番いいわけでありますので、そんなこと也有って、まずはあいの沢のきこりの周辺で実証をやったほうがいいのではないかという府内での打ち合わせの結果、答弁書の中に1項目あいの沢で実証ということあります。あいの沢に限らず、適地があればそういう実証はできると思いますので、特に今森林組合で国ほうの林野庁の実証なんかやっていますよね。そういう場所を選んだりとか、それは適宜あるかなというふうに思いますので、場所については今後検討していきたいとこんなふうに思っております。

8番（佐藤長平君）　線量が高いきこりにあえて実証園をつくるというのは、私も賛成です。  
これはやっぱり山といつてもちゃんと削ってやるんだべね。

副村長（門馬伸市君）　実証事業はどのような形になるのかは、多分これからになると思いますが、少なくともやっぱり表土ですかね、そこには線量高いものがありますから、ある程度の表土の剥ぎ取りというのは当然出てくるのかなというふうに思いますが、実証事業の内容とか、工事の仕組みとか、その辺はこれからになると思います。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君）　1番　高野孝一君。

1番（高野孝一君）　平成27年第12回村議会定例会に当たり、私は3項目8点について一般質問を行うものであります。

さて、今年の紅葉はきれいに色づき、いつもより長く美しい景観を見ることができ、改めて村のよさを感じた秋となりました。そんな中にあっても、時は刻まれ、あの原発事故により全村避難を余儀なくされてから5回目の冬に入りました。

公共事業のみならず、少しずつではありますが、村内の至るところで個人所有の建物等の解体工事、昇口の舗装工事、そして住宅等の新築やリフォームなど、復旧に向けての姿が見受けられるようになりました。また、村民の避難状況についても、昨年同期と比較しますと、福島市、南相馬市、郡山市では増加し、伊達市、相馬市、川俣町、二本松市、国見町では減少しているようあります。さらに、住まい方でも、借り上げアパート、応急仮設住宅、公的宿舎では大幅に減少し、住宅取得等が増加しているようでもあります。これからも避難が長期化するにつれ、村外に住宅を取得する状況は増加していくものと思料しております。

したがって、これから村が取り組もうとしているネットワーク型の新しい村づくりに向

かつて、戻る人も、戻れない人も、戻らない人も、村外の人も含めて復旧・復興を担っていけるようにしなければならないと思っているところであります。

それでは、一般質問に入ります。

第1項目は、除染についてであります。

復旧の第一歩、最大の課題である除染作業も、今年は梅雨の季節に雨が少なく、除染作業が順調に進んでいると感じておりましたが、8月中旬以降、9月上旬まで例年ない雨が続くとともに、台風等の自然災害に見舞われました。そして、除染作業現場の土砂崩れや土砂の流出、さらにはフレコンバッグが流出するなど、工事の進捗に大きな支障を來したものと思っております。

第1点目は、除染が計画と比べておくれていると考えるが、これまでの農地等除染の進捗状況と今後の見通し等についてお伺いいたします。

第2点目、地力回復工事ですが、この工事は、表土を剥ぎ取り、覆土も除染改良剤であるゼオライトと肥料のカリとリンを散布して2回耕起して行うわけであります。先行5行政区でも進んでいない状況に見受けられますが、地力回復工事の進捗状況と今後の見通し等についてお伺いいたします。

第3点目は、おくれている要因について、JVとどのように協議をしているのかお伺いいたします。

第4点目は、この除染のおくれが避難指示解除のおくれにつながると考えておりますが、見解をお伺いいたします。

第2項目は、関東・東北豪雨災害についてであります。

今回の災害は、今から26年前の平成元年8月6日、台風13号以来の大きなものとなりました。特に、台風18号等により9月6日から9月11日までの総雨量は450ミリを超え、村内各地に被害をもたらしました。この災害も、村民の皆さんが避難している中での出来事であり、もし避難しなければ防げた被害も多かったと思われます。特に、昇口周辺における被害・災害は、そのように感じております。

第1点目は、去る9月の関東・東北豪雨災害における村内の被害状況について、どのように捉えているのか見解をお伺いいたします。

第2点目は、今回の被害の拡大は総雨量のみならず、河川内の木の繁茂や土砂の堆積も要因の一つであります。早急に対応すべきであり、見解をお伺いいたします。

第3項目は、教育行政であります。

ご承知のとおり、震災後、川俣町にある施設に間借りしておりましたが、多くのご支援に支えられて仮設校舎等の整備が進められ、平成24年4月からは2つの幼稚園、3つの小学校が、同年8月からは中学校がそれぞれ新しい園舎、校舎での新たな生活が始まり、今年で4年目を迎えたところであります。保護者からは、「ようやく子供たちの心が安定しました」、「仮設校舎で勉強させてください」、「卒業させてください」との声もあるようです。

ある大学の教授は、「学校は個人の学習だけでなく、地域社会をつくり、社会性を育むものとして大事である。一旦災害で崩壊したり、それぞれのところに移ることを余儀なく

された人がもう一度心と行動が実を結ぶことができる地域のセンターとして学校をつくりしていく具体的な方法を工夫していく必要がある」と述べております。

第1点目は、村の学校等の再開時期を平成29年4月とする村長の発言や報道に対し、地域や保護者から多くの異議が出されていますが、改めて見解をお伺いいたします。

第2点目は、地域や保護者からは、引き続き仮設校舎での教育を希望しているが、見解をお伺いいたします。

以上です。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染についてを4点ありますが、全て関連がございますので、一括の答弁でお許しいただきたいと思います。

11月25日に国と除染工事の進みぐあい及び今後の対応について協議をしているところであります。

まず1点目の除染が計画と比べておくれていると考えるが、これまでの農地等除染の進みぐあいと今後の見通しであります。

現在、村内の除染は、国の除染計画におけるガイドラインによりまして人の健康の観点から生活圏を優先ということで、住環境から面的に除染をしているということであります。28年度末までの完了に向けて、ほぼ計画どおり進んでいるということであります。

ご質問の農地除染の進みぐあいですが、先行5行政区があるわけですが、そのうちの二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、関根・松塚の4行政区については、表土削り取り、客土を平成27年度中、今年度中に完了する見込みでございます。ただ、前田・八和木行政区については、9月の豪雨により農地での客土流出、土砂流出などの被害が大きく、その対応により表土削り取り及び客土が平成28年度に延びる状況ということであります。残りの14行政区ですが、豪雨災害にも対応しながら、農地の表土削り取りを平成28年度中に完了させ、客土についてもできる限り28年度中にやりたいと。ただ、やむを得ず、その一部において29年度に延びる可能性もあるというところのようであります。

牧草地については、平成27年度末までに除染範囲及び数量の確定をさせた上で、28年度からの早期作業計画の立案・検討ということのようであります。

2点目の地力回復であります。

二枚橋・須萱、そして臼石、大久保・外内、関根・松塚、いわゆる5のうちの4つについては、27年度中に完了する見込みであり、豪雨災害で被害が大きかった前田・八和木については、28年度末までに完了する予定であります。その他の14行政区につきましては、さきに述べましたとおり、できる限り平成28年度中に完了させる計画ということですが、一部やむを得ず29年度に延びる箇所もあるだろうということであります。

3点目のおくれている要因について、JVとどのような協議をしているのかであります。

これまでにも毎週1回の環境省と除染業者との工程会議、それから2週間ごとの環境省と村との定例会議というものをやっておりまして、除染についての協議を重ねているところであります。村としては、今後の除染の加速化の方策として、来年の春の早期に水田での除染作業に着手できるよう、冬期間の除染作業員確保のため、いわゆる去年は冬休んだ

ということもあって、また作業員を集めるとかいうようなことがありましたので、いわゆる冬期間に施工可能な水路の泥上げとか、あと田の面の水切りなどの工種をやらせてもらえば、いわゆる途中で休むということがなく、4月からまた仕事がかなりの方ができるということになるんじゃないですかという提案をしているところであります。現在、土取り場が2カ所ということで、客土材が不足しているという状況もありますので、これまで国と協議をして来年の春あたりから4カ所をふやす手続を今しているところであります。

国の除染計画は、平成28年度末に完了ということですが、計画を確実に進めるように、これからもしっかりと国ほうに話をていきたいというふうに思いますが、先ほど話しましたように、一部いわゆる土壤改良まではなかなかいかないというところもあるかなというふうに思っているところであります。

4点目の除染のおくれが避難指示解除のおくれにつながると考えるについてであります。

国が6月に閣議決定しました避難指示解除の要件の一つに空間線量20ミリシーベルト以下になることが確実であることというものが明示してあります。村としましては、除染後のモニタリング調査やモニタリングポストでの測定結果の空間線量の現状を見ますと、ほぼ時間当たり1マイクロシーベルト前後といいますか、1マイクロシーベルト内にというのがそこまで低減されているというような感じかなというふうに思っておりまして、もちろん高いところもあるわけありますが、今後の除染のおくれが避難指示解除の時期に影響するとは考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、国は、空間線量の低減効果が大きい表土削り取りを平成28年度末までに村内の除染対象面積の全てを完了させ、宅地等の局所的な線量の高い箇所についても局所対策工事をやり、できる限り生活圏の空間線量の低減を目指していくとこのような方針のようでありますから、我々もそこを強く求めていきたいとこのように思っているところであります。

教育行政ということであります。教育長からというのもありますが、基本的に村の責任でもありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

去る10月7日に学校等再開検討委員会をつくりまして、学校の再開に向けた協議をスタートしたところでございます。ご質問の趣旨にあります学校の再開時期についてでありますが、学校等再開検討委員会の諮問に当たりまして、その諮問の検討の前提条件として、いわゆる教育委員会、村と協議をさせていただき、議会にもお話をさせていただいて、村内での学校再開時期を平成29年4月と。そして、それに伴って仮設のほうは閉じさせていただくという2点の中で、どういうふうに、いろいろな問題が出てきますが、それについてのあるのか、協議をしていただいて、できるだけのことをお願いしたいと、支援をして、あるいは準備をしていきたいという話をしたところであります。

その前提条件を示した理由としては、いわゆる1つ目に村の避難解除が遅くとも平成29年3月になるだろうという見通しが立ってきたことが1つあります。2つ目には、避難解除となり、村に戻った住民に対し、学校施設を再開させることは自治体としてのやはり責務というのも大きな我々としての仕事だなど。そして、3つ目に、仮設校舎は既に5年以上が経過をしていますので、子供たちにとって決して全て今までの校舎のようによい環境

とは言えない点もあるので、やっぱり子供の環境を整えていかなければならないということであります。4つ目に、平成29年度以降の仮設での学校維持に関し、予算といいますか、この見通しというものができるだけ早いほうが立てられるなどの理由から29年4月という前提条件を示させていただいたものであります。

また、毎年毎年間違いない学校に通う子供の数は減っているということでありますので、いわゆる少しでもやらない中で、我々は子供たちによりいい飯館村での環境の整え方をやっぱりすべきではないかと、そんないろいろな理由で前提条件とさせていただいたところであります。

再開時期をおくらせたいと考える保護者の声がある。これはもう十分わかることでありますし、当然保護者としてはいろいろな思いがあるだろうと思います。承知しているところであります。しかしながら、避難当初は村内での学校再開について、村の避難解除からおくらせることも私自身考えたこともあるわけですが、それは既にもう5年以上たって、今29年3月としても6年経過ということですから、今申しましたように、1年1年子供たちの数が激減していくということありますので、避難解除とともに村の学校を再開させることが村の復興のためには大変重要であるというふうに考えているところであります。

加えて義務教育を受けるべき児童生徒がいるのに、その機会を持たない自治体というのはとても考えられません。学校のない自治体、都会ならいざ知らず、我々のようなやっぱり離れた地にあっては、学校のない自治体にやはり未来はないというふうに考えております。現在、学校等再開検討委員会において学校再開に係る意向調査も実施しておりますし、もう検討委員会の中でいろいろな課題、いっぱいあるだろうし、保護者の思いも子供の思いもあるだろうと思いますから、それにできるだけ寄り添うということをやっていきたいとこのように思っているところであります。保護者の皆様には厳しい選択を迫ることになり本当に申しわけないわけですが、村の学校を選んだ方、村外の学校を選んだ方、それぞれの思いに寄り添えるよう、最大の努力をしてまいる所存であります。議会ともどもあらゆる再開に向けての支援策に努めていくつもりでありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは2点目の関東・東北豪雨災害についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本村における降雨量ですが、降り始めから457.5ミリメートル、時間最大雨量で41.5ミリメートルと記録的な大雨となりました。この大雨により、村道や農道、林道などの村管理施設で崩落や土砂等の流入、路面洗掘など186カ所の被害が発生しております。

また、農地関係につきましては、ため池の決壊、のり面の崩落、土砂流入など、301カ所で発生をしております。

次に、住宅に関する被害状況ですが、裏山の崩落等による建物の一部損壊が4件、床下浸水15件、床上浸水2件発生しております。そのほか宅地周辺の裏山の崩落や昇口の崩落、洗掘など166件であります。

今回の大雨による被害は、全村避難が継続中であり、人的被害はなかったものの、住宅周辺の裏山の土砂流出や昇口の砂利流出のほか、道路や農地が村内全域にわたって被害が発生しております。このことは、避難中であるため住宅周辺の管理はもとより、河川や水路の維持管理など、台風に備えた事前の対応ができなかつたことが被害が拡大した要因だと考えているところであります。なお、現在、国の補助災や村の単独災による復旧事業に取り組んでおり、早期復旧に努めているところであります。

以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からはご質問の2点目、河川内の木や土砂への対応についてのご質問にお答えいたします。

河川管理につきましては、原発事故発生前は住民により草刈りなどを実施してきたところですが、全村避難により管理が不可能となり、河川・水路内の雑草、灌木が繁茂し、排水機能に支障を来している状況にあります。村としては、国に対し、河川についても除染を実施するよう何度も要望しているところでありますが、実現には至っておりません。この間、農地除染による客土の流出等により水路の閉塞も発生しており、早急な対策を講じるよう国と交渉を重ねておりましたが、去る9月に関東・東北豪雨災害が発生し、村内にも大きな被害が発生したところであります。特に河川では、2級河川新田川が深谷地内で氾濫し、県道原町川俣線が一時通行止めとなったほか、村復興拠点エリアも冠水しました。これを受け、村では12月2日に県に対して松塚地区から草野大師堂橋までの河川の狭隘区間の計画的な整備と当面河床に堆積した土砂や灌木の早期撤去等を要請してきたところでございます。

県としても、本件の課題を認識しているということですが、土砂の撤去に当たつては搬出及び保管場所の確保について村側の協力も求められたところでございまして、村としても対応が必要な状況となってございます。課題の解決までには時間要するものと思われますが、一つ一つ解決策を見出しながら対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

1番（高野孝一君） 何点か再質問に入ります。

まず、除染についてですが、現在村内の除染は前段で平成28年度末まで完了に向けてほぼ計画どおりに進んでいるところでありますというような答弁でした。除染は、本来であれば平成24、25年度の2カ年で終わるわけでしたが、終わらない。それで今やっている事業は平成26年度の除染その1、その2を実施しているわけであります。国の定める除染計画では、平成29年3月までに完了するというようにされておりますので、この計画は変更はできないからこういう答弁をつくっているのかなというふうに思っておりまして、私は答弁にきちんと前向きな形で答弁してもらえばいいのかなというふうに思いましたが、この28年度末までの完了について村は了解しているのか、まずもってお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染の計画ですが、これは国が定めた計画ということでございます。まずは24、25の2カ年でやるというような計画ですが、これは多分23

年の年末あたりに出た計画の中で、きちんと面積等も精査せずに、あとは仮置き場等の部分も安易な計画があったということで、国としては24、25の2カ年でやると、それも当初は宅地周りだけの話での計画であったんですが、途中から農地まで含めて25までという話がありました。その際には、当時村もありますが、議会のほうからもそれは難しいんではないのかというような話がありましたが、それで進めるということでございました。ただ、一方では24年から除染の説明会等を開く中で、なかなか国が示している除染の方法等が了解を得られず、また当時イグネの問題とか農地の除染の反転耕やら削り取りやらいろいろな問題があって、なかなか同意が進まなく、除染ができないという状況でございました。二枚橋・須萱等から24年の12月から始まったところでありますけれども、ただその時点できはなかなか24、25のことで難しいということで、多分25年の秋ごろに変更して今の28年度末までに農地まで含めて除染をするというような計画に見直したということでございます。

それで、当初から28年度末ということでございますので、村としては28年度末までに計画どおりやっていただくということと、あと議会のほうにも報告をしながら、その計画で現在まで進めてきたというところでございます。昨年から、26年から本格的に始まって3カ年で、住宅周りを1年でやって、農地関係を2カ年でやるという計画で進めてきたところですが、住宅のほうは今年の7月までかかりましたが、何とか同意を得た部分については除染が進んだと。あとは27、28年の2カ年で農地ということでございますが、なかなか農地になりますと雨が降った場合の天候に左右されやすいという部分があつたり、あとは客土を終えた後に地力回復工事というふうな新しい部分もつけ加えたということで、国としては28年度までということですが、先日の協議の中では若干残る部分もあるというような話があったという形での今回の答弁をさせていただいているということであります。

まず進捗の部分では、国が27年度中にやる進捗率というのがある程度国の考え方でいっている進捗率にはほぼ計画どおりだという話があったんですが、以降、今後の状況を見るとなかなか厳しい部分も出てくるという部分の本音の話をいただいたというところでございます。

以上であります。

1番（高野孝一君） 平成27年12月4日現在の環境省で発表している除染情報サイトというものがあります。その中で、実施率は農地では45%、対象面積が1,700ヘクタールのうち、約750ヘクタール終わったというようなことが発表されており、作業員についても、4,800人規模で実施中だというように載っております。提案理由の中でも人数については述べておりますが、作業員の確保についてどのような現況なのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 作業員の状況でございますが、昨年の作業員を見ますと6,000人を超える作業員がいて、今年は5,000人を前後にしております。今議員おただしのとおり、情報サイトのほうでは、プラザのサイトのほうでは4,800人ということでありますが、昨年は宅地周りをやるということで、どうしても人海戦術的な部分が必要ということで、6,000人規模を投入してきたということでございます。ただ、今年については農地がメー

ンということで、どちらかというと重機のほうを主に使うということで、余り作業員が去年のように6,000人が必要だったという状況ではなくて、機械を使う中で4,800、まあ5,000人前後がベストの人数ということでの作業の状況でございます。以上であります。

1番（高野孝一君） その農地除染計画も昨年の2月に示されているわけであります、この地力回復メニューというのもありますし、ここに行政区意向ということで、各行政区の営農再開計画などを伺い、可能な範囲で除染工事に反映するというふうに記載されております。私も何回か質問しておりますけれども、今年の当初で村の半数の行政区が復興組合を設立して今年は活動するんだというような答弁がありましたけれども、今年の復興組合の活動状況についてちょっと伺います。

○  
復興対策課長（愛澤伸一君） 現在復興組合ですが、おただしのとおり9行政区で設立ができます、あと残り2つ今設立に向けて動いているという状況でございます。村に入っていますと、まず二枚橋の行政区の復興組合の活動状況がおわかりいただけるわけですが、今年の秋には一面のヒマワリを植えていただきまして、現在はヒマワリをうない込みまして、現在レンゲを作成しているようでございます。各地区におきまして、組合のできる範囲の中でですが、農地の保全管理に鋭意努めさせていただいているというふうに認識してございます。

1番（高野孝一君） この計画の中で、牧草地においてもさまざまな地権者意向があることから、客土、播種を地権者自身の施工を希望する場合は費用補償を行うというような内容になっていますが、現在はこれほどどのように展開されているんでしょうか。

○  
除染推進課長（中川喜昭君） 昨年の2月のときの計画ということでございます。それ以降、村のほうと国の方と協議をさせていただいて、やはり国の方としては効率的にということで、ぜひとも農家の方々の力もということで、牧草地については削り取り等を国の方でやって、あと希望のある方によっては客土から播種までというような計画でその内容が出されたということでございます。ただ、その後、話をしていく中で、その客土以降のものについては委託とか補助とかではなくてあくまでも補償の内容でやるということの話が後から出てきたということで、補償といいますと、いわゆる客土以降をもう全て農家の方に任せますという形になっちゃうということでありまして、いわゆる例えば客土をしたときの、じゃ、流れたときの責任は誰がとるんだといいますと、その農家の方がとらざるを得なくなるとか、あとは例えば補償費ですが、先にお金が前渡しになりますので、やらなかつた場合の責任は誰がするんだとか、いろんな課題が出てきたところであります。それで、いろいろ話をする中で、やはり客土なり播種なりについては、やはり国が責任やってもらってきてちゃんと返してもらったほうがいいんではないかというような話になりました、国の方としても、それでは責任を持つようになりますということで、2月に話し合った農家の方々への補償という形での作業をしてもらうというのは、国の方でも若干実証でやったところありますけれども、全面的に国の方でも責任を国で持つというような話になったということでの変更になったという内容になっております。以上であります。

1番（高野孝一君） 先ほども復興組合の話が出ましたが、この地力回復工事、既に剥ぎ取りが終わって客土が終わったところというようなことで、当然線量も低いわけあります。

今年、私たちの行政区の状況でありますけれども、回復工事で草丈が2メートルもある中で、雑草、細かく裁断して、結果的にはすき込むような形になりました。こういう工事であれば、早く進めるためには行政区の復興組合に委託したほうがよいというふうに考えておりますけれども、そういうことは今の段階ではできないんでしょうか、お伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 地力回復工事の部分でございますが、この工事につきましては、客土が終わっただけでは農家の方々から営農再開をするにはこれでは不十分だよというようなことで、国のはうへの要望があつたり、村のはうにも話があったと。そういう中で村のはうが国のはうに要望しながら、地力回復工事ということでゼオライト、熔リン、カリ等を含めて耕うんしてお返しをするというところまでやったところにございます。それとあわせて、当時、須萱・二枚橋でいわゆる引き渡しの時期がすぎて草が生え茂っている、あとは客土に石が入っているというようなこともありましたので、それらの対応策としてもこの地力回復工事を導入したという部分でございます。それで、これらの作業にはかなり時間も要するということで、今議員のほうからお話しいただいた行政区の委託という部分、これもこの工事が入る際にいろいろ協議をさせていただきましたが、やはりこの地力回復工事までが除染作業の一環だというふうに国が捉えているということになりますし、いわゆる除染作業となりますと作業員の被ばく線量管理やら健康保護の部分やらの部分をきちんとしなければならないということで、なかなか行政区の方々を入れてもそこまで管理するのは難しいんではないかという話があって、除染作業の内容で現在進めているということで、一度検討させていただきましたが、難しいという部分の結果になっているという状況でございます。

1番（高野孝一君） 次に、災害関係でありますが、被害の状況については把握しました。今回、住宅裏山及び昇口関係、166件の災害中、村の単独補助事業の申請件数が提案理由の中では45件というような数値になっております。166件の中では、今年中に業者の手配ができないとか、その家で対応ができないという部分が多くあるのではないかというように思われますが、今後この補助申請、ふえるということはないんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） いわゆる昇口関係の村単補助事業の状況でございます。今般、被害が大きかったということで、緊急に村の補助要綱をつくらせていただきまして、特例という形で予算もお願いし、今回申請を受け付けているところでございます。ご紹介ありましたとおり、11月末日現在で45件の申請がございまして、補助の交付決定額1,827万円という状況でございます。

それでは、そのほかの皆様はどうなのかというようなことでございますが、やはり小規模なところはご自身で復旧されたという方も多々あるのかなというふうにも思っております。また、中にはただいま議員おただしのとおり、近々には対応できないので時間がかかるという方もいらっしゃるかというふうに思います。一応申し込みの締め切り期限を11月中にということで進めてきたところではございますが、村単の補助事業ということでございまして、なるべく柔軟に対応したいというふうに考えておりますので、今後も、いや実はうちの家でもというようなお話をありました場合は年度末まで引き受けることも可能だというふうに思っております。また、それでもなお年度を越してまたさらに発生して

といいますか申請が上がってきたという場合につきましては、また検討させていただきますが、余り時間がたちますと本当にこの豪雨災害で発生したものかどうかという判断も難しくなってまいりますので、もし被害がわかっているということであれば早めのご申請をいただくようにお願いしたいと思います。以上であります。

1番（高野孝一君） 私も補助申請期間を延長したほうがいいというふうに考えておりましたので、そういう対応方を要請したいと思います。

次に、今回の災害で除染作業中である農地が今回の豪雨で被災した場合の復旧作業、規模にもよるかと思うんですけども、除染で対応するのか、災害復旧で対応するのか、伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の9月の災害での農地災なり一般土木災害なり、あとは除染とのすみ分けといいますか仕分けであります、一応環境省と村のほうとでいろいろ協議をさせていただきまして、除染現場において例えば農地、田んぼ等に土砂等が入れば、除染現場であればそれについては除染のほうで土砂流入した分、あと水路に入った土砂については全て上げる、あと削り取るような形で除染のほうでやらせていただくことがあります。例えば田んぼが2段になっていまして、のり面が崩落した場合、その下に落ちた土については除染のほうで剥ぎ取りという一つの除染方法で取らせていただくと。ただ、のり面の崩落した面ですね、そこの災害については農地災でやっていただくというような形。あとは、水路等に入れば全て除染のほうで上げると。あとは、道路、農道とか私道でその先に除染する現場があれば、除染のほうとしては仮復旧で重機が通れる形で持っていくと。ただ、本復旧については、私道の農道であれば個人負担で直していただくとか、あとはもし公共道路であれば公共のほうで直していただくというような形で、その先に除染現場があれば、そこまでは除染のほうで仮復旧をして車の往来ができるようにはしていくというようなすみ分けをしております。

あと、いろいろ個別ありますので、その辺については復興対策課と除染推進課、あとは国のほうと協議をしていくというような形で進めております。

1番（高野孝一君） 答弁の中に避難中であるため被害が拡大した要因だと考えているとの答弁がありました。国が避難指示解除の29年3月まで1年3カ月余があります。最近の自然災害、いつどこで何が発生するかわかりませんが、この災害対策本部を設けるような災害については、やはり最初のマニュアルというか防災体制どうするかというようなことを私は定めておく必要があるんじゃないかというように今回思っておりますが、この計画の策定とかについてはどうに取り組んでいく考えなのか、見解をお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 計画をつくるということは今のところは考えておりませんけれども、今回の災害を通して、今回の経験を踏まえて、今後起こる災害については対処してまいりたいというふうに考えております。

1番（高野孝一君） 今回の災害、振り返ってみると、9月11日の午後5時に災害対策本部をつくったというふうな経過がありますけれども、やはりこういう記録的な大雨が降る这样一个ことを想定しなければならないというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、1年3カ月余の時間がありますから、その辺の対応というのはやっぱり必要

だと思っていますけれども、その辺、もう一度伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、今回の経験を踏まえて今後対応してまいりたいというように考えております。

1番（高野孝一君） 次に、河川内の木や土砂の対応についてですが、除染については国に対し何度も要望しているところがありますが、実現には至っていないというような繰り返し同じような答弁となっておりますけれども、やはり災害が起きるような箇所については、村が優先して工事を行って、その費用を国あるいは東電に請求するというようなこともありまするんじゃないかなというふうに思っていますが、見解を伺います。

副村長（門馬伸市君） 河川の除染については、例えば除染をしても、その排出する土砂の置き場所、確保場所がないと除染というのが、その木の伐採とか河川のある意味では土砂堆積して島みたいになっているところの状況は、すればかなり水害は防げるわけありますけれども、その取ったものを確保する場所がないとだめだということなんですね。ですから、今県のほうでも支障木の伐採とか何かはできますけれども、その場所を村のほうで確保してくださいということなんですね。環境省のほうでは、本来はやっぱり汚染された土砂とか木でありますから、本来は環境省で片づけるのが私としては当然だと思って除染の要望をずっとやってきてているわけでありますけれども、それがネックとなっているのはその場所なんです。場所の確保さえできれば、全部はできなくてもある程度の片づけができるということになっているんですが、その辺のところがどうも県のほうでは、2級河川は当然県の管理ですから県のほうで水害の起きないようなそういう対策は立てるというのは当然でありますけれども、今のところがやっぱり出てきますので、その辺の対策を今、県も当然ですし、環境省のほうもどうすればその場所を確保できるのか、その辺のところを協議の中では詰めているんですが、具体策が出てこないということで延び延びになっているということあります。河川の改修も同じなんですね。やっぱり改修したときの土砂のそういう撤去の場所の確保がないと、これもなかなか進まないということあります。

1番（高野孝一君） 深谷のエリアなんですけれども、県としては本件の課題を認識しているとのことであり、搬出、今言ったように保管場所の確保については村の協力を求められたところでありますというような答弁。ということは、やりますということですから、私はクリアセンター東側の国の仮置き場、これ対応可能じゃないかなというふうにずっと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の原発事故によります除染の部分と、あとは今言った道路管理、河川管理から出る廃棄物とはまた別のものだというのが国の考え方であります。あくまでも除染から出る廃棄物については環境省のほうとしては仮置き場、仮仮置き場等で保管をすると。最終的には中間貯蔵施設なりに搬出するという計画がありますが、残念ながら除染行為で出た廃棄物については、今のところ除染としては扱わないというのが法律の中で決められているという回答で、今ご意見いただきました国有林の仮置き場への搬入については今の段階では難しいということあります。ただ、正直なところ、今河川の廃棄物なり灌木を切ったものとかため池のこれから営農再開に向けての底質土の除去をし

た際の土、これらも除染から出るものじゃないですから環境省では受け付けないということでありますけれども、やはり誰が責任を持って、村がどういうことでこのようになったかという部分はやっぱり考えてもらうということで、なかなか厳しいかと思いますけれども、村長、副村長も国の方にお話を聞いておりますが、今後それらの保管をしていただくような方向性で話を詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番（高野孝一君） 何年もらちの明かないような答弁になっております。

次に、教育行政についてであります。ここに飯館村内学校再開に関するアンケート集計結果報告書があります。このアンケートは、飯館村の子供の将来を考える会と称し、村の幼小中の保護者の代表で構成され、去る11月12日から17日までの6日間、各幼稚園、小学校、中学校に通わせる保護者に対し、園児、児童、生徒1名につき1部を配付して調査した結果だそうです。保護者延べ301人を対象とし、延べ251人から回答を得て、回収率は83.4%であったようです。この設問の1の1に「平成29年4月に村内で幼小中学校を再開することについてどのように思われますか」との問い合わせに対して、「ちょうどよい時期だと思う」、これ6人、2.4%、「まだ早いと思う」、179人で71.9%、「どちらともいえない」、64人で25.7%となっております。この「どちらともいえない」との理由の中で、「転校を考えている」というのが44人ありました。

次に、設問1の3には「29年4月に学校が再開することが決定した場合に現在の考え方でお子様をどうされますか」という問い合わせに対して、「通わせたい」、10人、「できれば通わせたい」、23.3人、9.6%、「余り通わせたくない」、82.8人、33%、「通わせたくない」、126.8人、53.2%となっております。このように72%の保護者が学校再開はまだ早いと思っており、「余り通わせたくない」と、「通わせたくない」の合計で約86%となっております。さらに、理由については、いろいろあるようですが、「通園、通学時間が長くなる」、「除染が終わっていない」、「放射線量が心配である」、「安心できない」が多いようあります。

この調査結果について、どのように評価しているのか村長にお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 村の将来を考える会という名前でやったようであります。私はもう保護者以上に村の将来を考えることでやっているということがまず1つあります。当然保護者はいろいろな考えがあるでしょうし、非常に悩ましい問題をこちらのほうから投げかけたということですから、本当に申しわけないなという思いは常に持っているわけであります。ただ、時期を、いわゆる不確定にすればいつにいわゆるいいですという答えが出てくるんでしょうか。なかなかそうは出てこないということありますし、仮に出てきたとしても、それはいわゆるそのときのまた保護者なり子供が大変な思いをするということですので、今ならばいろいろな対応の仕方ができるのではないかこういうことでありますので、これからも村の将来を考える、学校を考えるというつもりで精いっぱい事に当たっていきたいというか話し合いをしてご理解をいただく努力をしていきたいとこのように思っております。

1番（高野孝一君） いつかはわからないというような答弁になるというようなことですけれど

ども、このアンケートの設問1の2では、村内で学校を再開する場合、望ましい時期はいつと思いますかに対しての回答は、「帰村宣言後すぐに」が9人で、3.8%、「帰村宣言から1から2年後」55人で23.5%、「帰村宣言してから3から4年後」が79人で33.8%、「帰村宣言から5年以上」が91人で38.9%となっています。39%の方が5年、3から4年経過が33.8%、合わせて72%の方は3年経過後くらいがいいんじゃないかというように望んでいます。アンケートの中に、「やっと子供も今の暮らしになじんできました」、「夢も持てるようになりました」、「仮設校舎を存続してほしい」、「転校して子供の心に負担をかけたくない」と訴える多くの保護者がいます。この仮設校舎での教育というのは、何か制限とか縛りみたいなものが具体的にあるのかどうか伺っておきます。

○ 村長（菅野典雄君） 基本的に仮設校舎は3年ということですから、もうとうに過ぎているとこうすることあります。毎年毎年分割で支払いをしているわけですが、それが延びればまたかかるとこういうことぐらいで、校舎ですから一生懸命環境整備やその他もしてきましたけれども、あくまでもやっぱり仮設でありますから、不便であったり、あるいは狭かったりとかいろいろなことがあるんだろうとこのように思っているところあります。

○ 1番（高野孝一君） 平成27年度県の総合教育計画の中に、この復興再生に向けた教育環境の一層の充実という基本目標があります。子供たちが安心して学ぶことができる教育環境の充実を図りますというふうになっています。さらに、地域や子供のニーズに応じた教育環境づくりのため、適切な教員の配置や教員、研修の充実に取り組みますとうたっています。この学校再開は、今教育の質の向上云々、常に教育長申しておりますけれども、複式または複々式学級からのスタートになってしまうのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 教育長（八巻義徳君） ご質問いただきました。

本当に今議員が言わされたように、学校の問題、以前から村長も言われているように、難しい問題の中でも本当に難しい問題だというふうに言われております。私もそう感じて、今学校等再開検討委員会の事務局としてその検討の最中にあります。また、11日に私どもアンケート、学校等再開検討委員会として保護者の方々のご意向を調査中であります。これは村立に通っている子供たちだけじゃなくして村外に通っている飯舘村の子供たち、すなわち700を超える子供たちに調査をして、今いるところであります。そうした中で、今福島県の教育の取り組みについてお話しいただきました。全くそのとおりで、いかに教育の質を高めていくか、内容を充実していくかということで今取り組んでいるわけありますが、今たまたま仮設のお話が出ましたので申し上げますと、仮設での今学校での教育活動をしています。1つには、今課題として、そこに、村長の答弁にもありましたように、老朽化の問題があります。雨漏りとか、それから床のひずみ、それからぶよぶよですね。それからあと、施設的には特別支援教室に対応する部屋が少ないと、それからあと図書室がないとか、それからあと運動場の不足で、小学校、以前道路にボールが飛び出して、それでできるだけグラウンドではボール遊びはしないとか、あとそれから、これから心配されます流行性疾患、すなわちR S ウィルスとかインフルエンザとかノロとかそうした場

合に、子供たちが学校で症状が顕在化したときに、その感染防止の対策がとれないというふうな安全上の問題があつて、今でも不自由をかけたり心配しているところあります。それからあと、教育の質、大事なのが教員の配置であります。先ほど議員の質問の中にも、仮設でも授業できないのかといった場合に、2つに分けた場合に2つ分の教員がもらえるのかという問題あります。そのところは全く見通しが立たないというふうなことありますし、特に中学校の場合、深刻な事態を心配しております。特に教科で専門性の高い教科が入ってきます。美術なり、技術家庭なり、音楽はもちろん、それからあとどのくらい子供たちの到達度に応じた教育の授業の質を維持できるのか、教員の質の問題であります。さらに、あと財政的な問題も、そこ、村長の答弁にも触れられておりましたように、幾つか教育の質を考えた場合に、やはり老朽化した仮設での学校運営というのは当然耐震の問題一つとっても耐震基準がないというふうなことで、課題は課題として、深刻なものとして心配していることは確かであります。以上でございます。

1番（高野孝一君） 県で学校再開等検討委員会でもアンケート調査をしているようでありますけれども、結果的には似たようなものが出てくるのだろうというふうに推察しております。問題は、この学校等再開検討委員会の第1回目の会議において、村長が平成29年4月学校再開及び仮設校舎は閉鎖するとの前提条件を示したことにあります。この委員会のメンバーの声を聞くと、この前提条件があつて、足かせとなつて保護者の思いとは真逆な議論を迫られているため、ほとんど議論が進んでいないというふうに仄聞しております。村長、まだ時間がありますので、やっぱり前提条件を外して委員に活発な意見交換をしていただき、すばらしい答申をいただいたほうがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） なぜ前提条件を出したのかということをぜひ議員の皆様にも考えていただきたいと思います。私らも当然それは白紙で出せるものならそれでいいわけでありますけれども、ただいま調査の結果、3年後ぐらいならという話があったようでありますけれども、じゃ3年後には皆さん方が仮にいいですよという話が来るとお思いでしょうかということなんですね。そういうことはどんどん遅くなれば遅くなるほど難しくなる。あるいは、そのときの保護者にまた悩みを与える、子供に与えるということであります。今ならば、この大変なときだからこそ、みんなで一致して子供たちにあらゆる応援が、その時期以外のこととはやれる、あるいはやらなければならない、それはすべきだという意見になるということではないかと。今ここに本来23年のときと今の子供の数、もう間違いなくかなり減っているということであります。3年後はふえるんでしょうか。ふえることは全くないです。どんどん、今の調査にもあるように、転校なりなんなりしていくということでありますから、今はやはり転校する子には転校するようなこともやっぱり応援をしていかなければならぬというふうに考えていくことではないかと。非常に、本当につらい話でありますが、ですからこれから保護者の皆さん方にも何回もお話をしたいかと思いますし、今私は中学校の1年生と小学校の高学年とは私からも話をさせていただきたいというふうに思つてはいるところであります。少なくとも中学校の1年生は飯舘中学校を選んだわけでありますから、その子供が3年になったときにいわゆる判断をしなければならない。本当

につらい判断をさせるわけでありますから、でもその判断、決して苦労する、困ったことが子供たちにとって、皆さん方にとって、決して悪いことばかりではなくて、物事を何か必ずやっぱり大変なときに遭ったときにどういうふうに考えるかというのが非常に大切なことなんだということを私なりに精いっぱい心を込めて話していきたいとこのように思っています。

○  
1番（高野孝一君） 前提条件は変えないというようなことで判断しましたが、その姿勢がやはり保護者から受け入れられないというようなアンケート結果にあります。「村長は、村は、教育委員会は、保護者の話を全く聞いてくれない」なんてアンケートの結果にもありますけれども、この要件の中で、この仮設校舎は既に5年以上が経過して老朽化が著しいことというふうにありますけれども、私も入学式、発表会、卒業式には2年ほど出席しておりますけれども、老朽化が著しいというふうには感じておりませんけれども、また仮設での学校維持に関し、予算の見通しが立てられない、早いほうが立てられるというような答弁がありましたけれども、私は米百俵の話もありますように、教育に金を使うのは当然のことだと思っていますし、現在、基金の中でも対応できるんじゃないかなというふうに思っております。また、避難解除とともに村の学校を再開させることが村の復興のためには重要ではあるというふうに答弁しておりますけれども、保護者からは、「この大切な大切な子供を復興にこじつけて振り回さないでください」というような意見もありますし、そういう声があります。これについての考えを伺っておきます。

○  
村長（菅野典雄君） 復興にかこつけて子供たちを振り回さないでくださいという話であります。ですから、何度も言いますように、子供はそれぞれの保護者との相談なりなんなりの中で判断していただければいいわけでありますから、少なくともその意思は尊重することであります。じゃ、3年後、5年後が振り回さないでできるんでしょうかというところです。できるんだらばそれはいいですが、同じです。ですから、決して復興のための犠牲にするつもりではなくて、それぞれ大変な判断はこれから幾らでもやっぱり子供たちの未来にも出てくるわけでありますから、その都度その都度そこにどう向き合うかというところが私は大切であり、保護者の皆さん方にもこれからお話をさせていただきたいというふうに思っております。

1番（高野孝一君） 先ほどの答弁を聞いていますと、保護者に、子供に寄り添うというふうな表現をしていますけれども、どうも私にはそういうふうに感じ取れないわけであります。アンケートを読んでいただきますと、最後のほうに自由意思記述一覧という部分があります。これは、87件載っておりますけれども、やはり「子供のことを考えてください」という意見が約3分の1の29人ほど載っております。やはり今保護者は必死なんだなというふうに私も感じておりますし、いつも村の宝である子供を優先にすべきではないかというふうにも感じております。今回のアンケート、近日中にまとまる予定だと聞いておりますけれども、この検討委員会の諮問に対して、村長は尊重するというようなことでよろしいんでしょうか。伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 諮問の中にはいわゆるこういう話の上で、そのほかいわゆるどういうふうに対応したらいいかというところを、例えば福島にいて飯舘に通いたいという方もいる

可能性があるわけですから、そのときにどういう対応ができるのか。あるいは、戻ったときにはこんな環境にしてほしいとかいろいろあるわけですから、そこをお願いをしているわけでありますから、何度も、間違えないでいただきたいんですが、時期についての質問はしていないというところの中で、あらゆる可能性を探っていただきたい。村としては全てというわけにはいきませんけれども、できるだけのことはやるとこうありますので、ぜひぜひその辺。子供のことを優先にという話も今ありました。じゃ3年後、仮に子供のことは考えなくていいんでしょうかということになるんです。ですから、精いっぱい、やっぱりこのときに子供たちと保護者と向き合っていくということが大切だろうというふうに思っておりますし、ぜひその辺をご理解をいただければと思います。

(「終わります」の声あり)

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時49分)

( )

( )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月8日

飯館村議會議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 佐藤長平

○ 同 会議録署名議員 飯越喜一郎

同 会議録署名議員 高野秀一

平成27年12月11日

平成27年第12回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

(○)

(○)

平成27年第12回飯舘村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成27年12月11日（金曜日）						
招集場所	飯舘村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成27年12月11日 午前10時00分					
閉会	平成27年12月11日 午後 1時40分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	2番 渡邊 計	3番 菅野新一		4番 北原 経			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 北原美樹		書記 渡部誉典			
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会委員長	高野京子		
	選挙管理委員会書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年12月11日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明

追加日程第 1 飯館村交流センター設置条例の撤回

- 日程第 3 発議第10号 飯館村の復興と再生に係る意見書（案）  
日程第 4 議案第72号 平成27年度飯館村一般会計補正予算（第8号）  
日程第 5 議案第73号 平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第 6 議案第74号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 7 議案第75号 飯館村交流センター設置条例  
日程第 8 議案第76号 飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第77号 飯館村税条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第78号 宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更について  
日程第11 議案第79号 飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
日程第12 議案第80号 飯館村役場飯野支所設置条例  
日程第13 議案第81号 飯館村課設置条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第82号 飯館村公告式条例等の一部を改正する条例  
日程第15 議案第83号 飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例  
日程第16 陳情第1号審査報告  
日程第17 閉会中の継続審査の件  
日程第18 閉会中の所管事務調査の件  
日程第19 議員派遣の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

○ 本日村長から条例案件5件の追加議案が送付されております。

次に、発議第10号飯館村の復興と再生に係る意見書（案）が、提出者飯桶善二郎議員ほか賛成者全員より提出されております。

次に、本日8時30分から議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の常任委員会の活動状況ですが、総務文教常任委員会が本日、陳情第1号の審査のため委員会が開かれております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況ですが、12月9日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が、同じく議会広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○ 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案についてご説明をさせていただきます。

議案第79号は飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。これは、児童福祉法の規定に基づきまして、放課後の学童保育の設備及び運営に関する基準を定めるために新たに条例を制定するものであります。

議案第80号は飯館村役場飯野支所設置条例であります。これは、本庁に役場機能を移転しても避難中の行政サービスが確保できるように地方自治法の規定により現在の飯野出張所に飯野支所を設置する条例の制定でございます。

議案第81号は飯館村課設置条例の一部を改正する条例であります。これは、役場機能の本庁移転に伴う事務事業の見直しによって組織機構を実態に合うよう再編するものであります。主な改正は、1つに引き続き避難指示解除までは避難生活が継続されることから、

飯野支所を新設し、住民への行政サービスを確保するということであります。2つ目は、除染推進課を廃止をいたしまして、名称を除染対策係とした上で、復興対策課に統合再編します。さらに、3つ目として復興対策課が再編されることに伴い、建設土木部門に分けて建設課として新設します。また、新たに交流センターが建設されることに伴い、効果的に施設を活用するため生涯学習課、生涯学習係を交流センターに新設する改正でございます。

議案第82号は飯館村公告式条例等の一部を改正する条例であります。これは、飯野出張所の廃止に伴い、掲示場所は飯館村役場前と飯野支所前の2カ所のみとし、期間は避難指示解除の日までとする改正でございます。

議案第83号は飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例でございます。これは、役場機能を本庁に移転することに伴い、飯館村役場飯野出張所を廃止するものであります。なお、飯野出張所の廃止に伴い、避難中の住民への行政サービスを維持するため、新たに飯野支所を設置するものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時05分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。.

（午前10時17分）

議長（大谷友孝君） 報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。議案第75号「飯館村交流センター設置条例」を撤回したい旨の請求が村長から提出されております。以上であります。

議長（大谷友孝君） お諮りします。ただいま村長より議案第75号「飯館村交流センター設置条例」を撤回したい旨の請求が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。議案第75号「飯館村交流センター設置条例の撤回」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### ◎追加日程第1、議案第75号 飯館村交流センター設置条例の撤回

議長（大谷友孝君） 追加日程第1、議案第75号「飯館村交流センター設置条例の撤回」の件を議題とします。

村長から議案第75号「飯館村交流センター設置条例の撤回」の理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 平成27年12月4日に提出をいたしました議案第75号「飯館村交流センター設置条例」について、交流センターの竣工時期が未定のため、議案の撤回をお願いする

ものであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第75号「飯館村交流センター設置条例の撤回」の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号「飯館村交流センター設置条例の撤回」の件は許可することに決定しました。

◎日程第3、発議第10号 飯館村の復興と再生に係る意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第10号「飯館村の復興と再生に係る意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました発議第10号「飯館村の復興と再生に係る意見書（案）」を朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

あの忌まわしい、原発事故から早くも4年9か月が経過した。

現在、国による直轄除染の遅れに伴い、本村の復興・再生は大幅に遅れているのが現状である。村としては一日も早く帰村できる環境づくり、つまり除染の早期完了・インフラ整備などを実施し、村民に具体的な帰村の時期を示し、加えて帰村後の生活や生業等の不安を少しでも解消させなければならない。

今般、村の復興計画（第5版）を策定し、復興と再生について、少しでも村民に先行きが見通せるよう、雇用を含めた新たな産業復興策やインフラと暮らし、教育環境の整備などについて、精力的に取り組んでいるところである。

については、村の復興と再生を加速化させるため、下記事項について強く要望するものである。

記

1. 財物賠償の期間を全損扱いと同様の6年とすること
2. 高線量箇所の徹底した除染を実施すること
  - (1) 住環境周辺の高線量箇所における再除染の実施
  - (2) 里山エリアの除染の実施
  - (3) 学校施設周辺の徹底した除染の実施
3. 住宅リフォーム等による廃材の処理対策を行うこと
4. 河川の土砂堆積物・灌木等の具体的な処理対策を行うこと
5. 避難指示解除後の生業に係る生活支援制度を確立すること
6. 仮設・借り上げ住宅の一定年度の継続支援を行うこと
7. 農地の肥培管理と保全管理に対する支援を行うこと
8. 森林の再生に係る基準設定と弾力的な運用の容認を行うこと
9. 村への福島イノベーション・コスト構想への取り組みを薦めること
10. 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月11日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

文部科学大臣、環境大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、復興大臣、農林水産大臣宛て  
であります。

以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号「飯館村の復興と再生に係る意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第10号「飯館村の復興と再生に係る意見書（案）」は原案のとおり可決さ  
れました。

◎日程第4、議案第72号 平成27年度飯館村一般会計補正予算（第8号）

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第72号「平成27年度飯館村一般会計補正予算（第8号）」  
を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か確認するところであります。

17ページにおける復興までい寄付金事務手数料というものがありますけれども、この中  
で、ふるさと納税関係で土産、手数料というご説明がありましたけれども、村内の方で製  
品化されたりいろいろ努力されているものがこの土産や手数料というか、代替としてふる  
さと納税者に送るものに入っているのかどうか。お酒のほうは聞いておりますけれども、  
その他はどのようになっているでしょうか。

あと、19ページにおける放射線測量業務、モニタリング業務、この大きく減額補正で  
ありますけれども、内訳というか実態としてはどうなのか伺うものであります。

あと、モニタリングポスト設置業務も大きく減額でありますけれども、今村全体の中で、  
国、県、村、全体での数と場所、稼働状況などお知らせ願いたい。

21ページにおける営農再開検討会議運営支援業務でありますけれども、これは生産、販  
売、収支での生業の調査となるのかどうか、このアンケート調査。

さらに、その下の畜産再開、ここでの10頭の飼育内容は場所や餌や、どんなことでの再  
開になってくるのか。

あとは、7から14までの部分で、きこりという説明がありましたけれども、きこり全体  
が村民やそこを利用したい人から見れば、どのような運営業務というふうになしていくの  
か伺うものであります。

さらに、23ページにおける居久根伐採材放射線量測定検体採取業務がありますけれども、この採取したものはどのように検査をしていくものなのか、これは採取するだけの業務なのか、この生かし方です。

以上、伺っておきます。

村長（菅野典雄君）　復興までい寄付金のことについて私からお答えをさせていただきます。

12月が非常にふるさと納税が入る時期ということで、まだまだ準備不足の中でスタートしておりますので、多分これから地元のもいろいろ出てくるはずでありますし、またほかの自治体からもぜひ応援したいという話も出てくるということで、ネットのほうに随時足していくかとこのように思っております。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君）　補正予算書のページ19ページでありますが、除染対策費の委託料の減額の関係でございます。まず1点目の放射線量測定業務並びにその下にあります環境放射線モニタリング業務につきましては、入札によります請差との関係での減額ということでございます。

あと、モニタリングポストの設置業務ということですが、今現在の村内の状況ということでございますが、まず事故後、国等がつけております設置数、各行政区、あとは復興関係等の公共施設合わせまして37基でございます。あと、今回村が発注しまして設置する数が88基で、あと県のほうで26年度設置を予定しておりましたが、工期的な部分が間に合わなかつたということで、契約破棄になって今測定不可というようなことで、13基ございますが、これらについては今年度事業で3月までに再度設置をするということで、13基が足さるということでございまして、この村の設置の88カ所を入れまして、あと県の13基を入れまして、村内には138基のモニタリングポストの設置になるというふうに考えております。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君）　21ページの営農再開検討会議運営支援業務の内容ということでございますが、10月に営農再開検討会議を設置いたしまして、現在村の営農再開に向けてのビジョンの策定でありますとか、いろいろ幅広く協議をお願いしているところでございます。その中で、今般、農業を営んでおられる方にアンケート調査を実施しようということになりましたので、こちらのこの支援業務を活用させていただいて、アンケートの集計と分析、あとその後、生産者の方々との懇談会なども持っておりますので、そういったところで実際に営農再開を希望されている方の意向調査を今年度は進めてまいりたいというふうに考えておりまして、おただしの生産・販売・営農支援まで入っているのかというおただしございましたけれども、それも将来的にはやっていかなければならないと思いますが、今年度中はアンケート調査の集計・分析程度で大体時間が過ぎてしまうのではないかなどと考えているところでございます。

それから、次の畜産再開の補助金の件でございますけれども、飼養内容といたしましては、10頭の新たな導入ということでございまして、直ちに村の中で飼育というわけには現在いかないものですから、当初は福島市内で一旦飼育をしていただいて、その後帰村の時期に合わせて村のほうに移動すると、このような計画をお聞きしているところでございます。

それから、23ページのイグネの伐採に係る検体採取業務ということでございますが、こちらも採取を当然業務としてお願ひいたしますが、採取をいたしました検体につきましては、村の中にあります放射線の物質の検査機器がございますので、こちらのほうで検査をしてしまして、イグネの放射線量の実態調査につなげてまいりたいとこのように考えてございます。

以上です。

生活支援対策課長（細川 亨君） 21ページの地域活性化施設運営費のきこりの運営業務はどういうになるのかという質問でございますが、きこりは集会施設と風呂の利用を主体的に運営していきたいと考えております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 陽はまた昇る基金も活用してふるさと納税に応えていくという。今村内の直接製品化されているもので使うものはお酒だけでしょうか。今後、いろいろネットでプラスしていくんだという答弁がありましたけれども、現状はどういうふうになってますか。

村長（菅野典雄君） いろいろやっているんですが、製品としてやっぱりしっかりできていないとなかなかやはり載せられないということがあるんだろうというふうに思います。現実に今動いているものもあるでしょうし、これからこの前イチゴのお茶ですね、紅茶などもいざれ商品化を考えております。今は全くサンプルということですけれども、販売ができるということになればそういうのも当然上げていけるとこんなふうに思っていますので、隨時プラスしていきたいとこういうふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 直売所なり、かーちゃんプロジェクトなり、村内の方でもいろんな部門でみそなんかも含めてやられている方がいて、全国に発送したり、製品化してやっているんですけども、それはあのカタログというかお示しした内容には入っていないんですけども、そういうものは製品としてしっかりしていないということなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 注文に来ればかなりのものが出てくるということが考えられますので、それに担うだけにならないと、なかなかやっぱり迷惑もかけるということありますし、当然いろいろパックの問題、その他箱の問題、いろいろなのがありますので、隨時、少しでも村のものができるようには努力はしていきたいし、また相談などにも乗っていくということだろうというふうに思います。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 測定業務、入札請差だという話ですけれども、当初にしてみれば、請差というのがこんなにあるのも、あとのモニタリングもありますけれども、業務そのものは本来の目指すものとおりできるということになりますか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回のこの委託料の部分でございますが、まず発注するに当たっては、村としましてはこの業務内容をきちんと仕様書の中に記載をして、それに基づいて入札に当たってはその事業所といいますか、そこの考え方で金額、入札をしていただいているということあります。そういう中での結果がこういうふうになったということございまして、その後も契約に当たって、工程といいますかスケジュール感とか業務の打ち合わせなどもしながら、村が発注した目的とする業務についてはきちんとやっていただけるという内容を確認しながら事業を進めてきているということであります。以上であ

ります。

7番（佐藤八郎君） 営農再開のアンケート調査の中身には、何年度になるかわかりませんけれども、営農といえば、農産物生産なり農業経営をして生業としてどうのこうのという部分に営農というのが入るんですけども、だからそこの今回のアンケートにはその部分まで、どのぐらいの規模でどういう経営、年間所得このぐらいを目指してとかいうそういう調査内容にはなっていくのかどうか、まず伺います。

○  
復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおりですが、営農再開の見通しを立てるに当たりまして、なるべく情報が欲しいなというふうに思ってございます。今回のアンケートでは、まずご自身の土地が、農地が、村内にありますか、どのぐらいありますか、あるいは帰つて営農される意向はありますか、あるとすれば何をどのぐらいの規模でお考えですかというようなことで、かなり具体的に聞いてございます。また、アンケートをするだけでなく、アンケート回収後は、その回答していただいた方と懇談をいたしまして、村としてどのような支援が可能かというようなところまで詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

7番（佐藤八郎君） この調査される農家は、全農家というふうになっているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今回、対象とさせていただきましたのは、農業委員会のほうで持っている農地台帳に記載されている方に送付してございます。また、その方に後継者もいらっしゃるのではないのかなということで、調査票はそれぞれ2通ずつ送っているということで、ご本人が例えば営農再開の意向がなくても、後継者の方が意向があるということであれば、そちらのほうを回答していただくということで、現在送付枚数、送った方は1,200名ほど。それから、回答用紙はそれぞれ2通ずつ送ってございますので、2,400枚ほど送ってございます。

7番（佐藤八郎君） 畜産再開、素牛導入ですけれども、今後このような方があれば、さらに補正をとって補助をしていくというふうになりますか。

○  
復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおりでございまして、素牛導入に係る補助制度を今回設けたということでございまして、今後も同様の申し出があれば同様の対応をしてまいりということでございます。

7番（佐藤八郎君） きこりの運営、集会と風呂という流れですけれども、風呂は震災後、現場、私見ていないのでよくわかりませんけれども、前のような岩石云々とお湯と兼用になるのか、いつになったら村民にこの利用、運営というか、利用の仕方なり、何が利用できるのかとか周知されるのか伺っておきます。

生活支援対策課長（細川 亨君） おただしの件ですが、きこりは、イオラと風呂、兼用で運営してまいります。この当議会で承認を得てから村民のほうに周知徹底を図っていきたいと思います。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号「平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号「平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第73号 平成27飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第73号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第74号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か確認する中で、村民の情報が漏れることに関してただしていきたいというふうに思います。

まず、このマイナンバー制度、受け取らなくても罰則はない。1週間は郵便局、村で3カ月保管して、それを過ぎると破棄される。受け取らなくても困ることはない。説明でのメリットは村民のためになるのかどうか、まず伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） メリットにつきましては、議案の説明でもしましたように、4つほどございます。1つには、健康保険とか介護保険の手続に当たって、このマイナンバーを入れることによって添付書類が軽減されるというのが1つであります。あと、2つ目は、

この所得の把握が正確になって、保険料、税に関してもなんですけれども、公平な給付と負担が実現されるというのが2つ目。あと、3つ目は、真に社会保障を必要とする方が明確になるためというふうにありますけれども、社会的弱者の的な方々がこれまで以上に明確になりますので、これまで以上に積極的な施策がとれるようになると。あと、4つ目は、被災台帳の整備の活用でありますけれども、この番号を災害のときに使うことによって必要な支援を効果的に行うことができると。以上、4つがメリットとしてはあるということございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 税金、社会保障、災害対策の3分野という理由でありますけれども、2016年1月から利用開始されるんでありますけれども、そのうちの社会保障は年金機構の情報漏えい問題もあって年金番号との情報提供は1年延期というふうにされています。企業が従業員及び家族全員の個人番号を収集開始すると。ここでの開始によって村民の権利を守れるのか、指導・監督はどうされるんでしょうか。

○ 総務課長（中井田 榮君） 国民に対して公平にこの番号が行き渡るということでありますので、番号制度においても、法人番号13桁も含めてですけれども、運用に当たっては国で検討されている内容に沿って村も進めていきたいというふうに考えております。

○ 7番（佐藤八郎君） ただ、その部分では従業員のマイナンバーの取得は義務ではないとされていますけれども、やっぱり経営者から求められたり、経営者から指導されれば、義務ではないとしても義務化されてしまうのかなという心配するんですけれども、その辺は村として村内企業にはどのように対応されるのか。

○ 副村長（門馬伸市君） 会社の質問だと思いますが、会社の経営者は、今回のそのマイナンバーの制度が発生することによって、従業員の個人番号というのかな、それを把握する必要があるんです。それで、会社が例えば一人一人の個人番号を会社で把握するわけですから、その漏出というんですかね、流出というんですか、その辺のところが非常に従業員の皆さんには心配をしているところで、今義務化されていないということを話されました。会社の経営者はこの制度ができたことによって、例えば扶養の親族の申告であるとか、税関係のことであるとか、あるいは社会保険の関係の手続とか、これ会社としてやんなくちやなんないわけですよね。それが義務化されていますので、私は届け出ませんという形にはならない。ただ、会社としての義務は、それを、データを流出しないような対策を万全にしなさいというのが会社に対する遵守事項というんですかね、そういうのがありますので、今ご質問のあった本人の希望で、勤めていない人は、自由業であればそれは可能だと思いますが、会社に勤めている以上は、その手続を踏まないとその後の手続が進まないということになりますので、それは今会社の経営者の皆さん、マイナンバーの講習会を受けられているようですが、やはり心配しているところは従業員の皆さん個人の番号の漏出ということなので、その辺を万全にするようにという指示が國のほうからも来ているというふうに思います。

○ 7番（佐藤八郎君） 今の副村長の答弁だと、義務ではないけれども、義務なんですか。正社員、契約社員、パート、バイトも含むとして。従業員の番号の取得は今のところ義務ではないというふうに私は解釈していたんですけども、副村長は義務だというように解釈し

ているんですか。

副村長（門馬伸市君）　社会保険の手続であるとか、そういう手続がその番号がないとできなくなるということなんですね。ですから、加入しない人は、私は社会保険に加入しないとかそういうふうに言っている人は別だと思いますが、会社としては、やはり雇用が一定時間働いてもらっている方については社会保険とか、雇用保険とか、これは義務ですよね。ですから、それを断る方については、これどうしようもないわけですけれども、会社としてはやっぱり当然福利厚生の面などは手続をしなくちゃなんないわけですから、それは労働基準法でも決まっていますし、それを拒否をした人は別にそれは関係ないのかなということは今の義務、義務でないの話になるというふうに思いますけれども、事業主としてはやはり福利厚生の手続はきっとやんなくちゃならないというのは一方の法律でありますから、マイナンバーを拒否するということになると会社そのものが法的に罰せられるような感じになるというように思います。ですので、本人側が私は福利厚生全然関係ないということであれば、あとは事業主だってお金を払って、例えば従業員に払った申告をしなくちゃならないわけですよね。今問題になっているのは、会社でない自由業とか商売をやっている方にパートとかアルバイトで働いている人が事業主が申告をしないでいた部分については不透明に今までなっていましたけれども、今度は義務化になればそういうのも全て出てくるというか、所得の把握というんですかね、その辺のところも出てくるのかなというふうに思いますが、法的に義務化されていないという個人で自由だという半面、働いている人にとって見れば、事業主のほうで今度そういう制約があるわけですね。ですから、一個人としては自由かもしれませんけれども、働いている以上はそういう手続を踏まなくちゃならない、一方の会社のほうではそういう手続を踏まなくちゃならないわけですから、その手続を拒否するという権限まではどうなるかわかりませんが、会社のほうで逆に罰せられるわけですから。

7番（佐藤八郎君）　マイナンバーは、もう、もらわないにかかわらず番号がつけられていますから、どうしてもマイナンバーのナンバーが会社で必要とすれば、マイナンバーフォーム住民票をとって自分の番号を言えばいいのであって、そういう解釈だと私は思って義務ではないというふうに言ったんですけども、それをやらないと会社が罰せられるというのは、条文全部私読んでいるわけじゃないですからわかりませんけれども、それはどの何条の何項なり、どこに会社が罰せられるというものがあるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君）　私申し上げているのは、通知カードですよね。番号カードと通知カードというのがありますよね。通知カードというのは、皆さんのがろに多分村長名であなたの番号はという通知票が行っていると思います。その後に、番号カードを取得希望する人は、役場のほうに来て番号カード、まあ身分証明書みたいなものですけれども、それを申請すれば交付されるんですが、それは全く義務でも何でもなくて、その番号カード、私は知らないと言えばそれで終わりです。ただ、従業員、会社のほうでは、通知カード、皆さんのがろに行った通知カードの番号の多分控えみたいなものを保存しておくようになるというふうに思うんです。番号カードでなくて通知カードです。ですから、それは今ご質問の義務というのは、番号カードは義務ではありません。通知カードはそれぞれ個人ご

とに番号が振られたのが通知カードで行っている。それは全て番号カードがとらなくていろいろな手続に使えるとこういうことです。今の従業員の福利厚生の手続にその番号、村から行ったものを会社のほうではそれを確認をしてデータを使用するということになりますから、そのデータを流出させないようにというのが、今の国のはうのデータを流出した場合の罰則規定というのが厳しく定められておりますけれども、それに違反しないように厳重に個人の情報については保管をするようにということだと思います。

7番（佐藤八郎君）　いや、じゃ、そのことはともかく、税金のはうの所得税と住民税は番号記載しないことの影響は考えられますか。

副村長（門馬伸市君）　私、各項目ごとの細い部分はわかりませんが、今の収入、申告、そういうときに通知の番号のカード、番号カードでなくて通知カードですか、番号カードは別に必要ないですから、その通知カードのナンバーは、それぞれ今の繰り返しになりますが、福利厚生とか何かの際には会社のはうの義務ですよね。税の申告については、私ここまでちょっとわかりませんので、担当課長のはうから答弁させます。

○  
住民課長（藤井一彦君）　今のおおだしの件でございますけれども、当初税金の申告などに関しても、この個人番号を記載するということで通知をいただいていたんですけども、先般やらないということになりました、だんだんその辺が整備がされなければ記載をするという方向になるのではないかというふうには考えておりますけれども、現在のところは申告の際には番号は書かなくていいということになっているところであります。以上です。

7番（佐藤八郎君）　聞くところというか私が知る範囲では、10月2日の省令改正によって源泉徴収票などへのマイナンバー記載は不要になったと聞いておりますし、所得税申告は2017年2月から3月の申告のときから適用するというものも出されているんですけども、この番号の記載がなくても法定調書や確定申告書は受け付けしていくという、未記載によって不利益はないんだということは間違いないかもしれませんか。

○  
住民課長（藤井一彦君）　マイナンバーの番号が書かれておりましたと、そういった税関係いろいろな添付の書類が今まであったわけですけれども、そういったものが自分で全部取り寄せて添付をしなければ今ならなかったわけですけれども、そういった事務が軽減されるということがございますので、ですからその事務を自分でやっていただければ番号の記載がなくてもいいことになると思います。以上です。

7番（佐藤八郎君）　社会保障関係になるかあれですけれども、予防接種の履歴なんかも個人番号と結びつけるような動きもありますけれども、この利用拡大は2018年の1月以降は預金口座も2021年には義務化して、どこまでも情報を集めていくというふうな流れのようですがれども、行政におけるこの個人番号を利用した業務システムはどういうふうに変わつて、予算はどんなふうになっていくんでしょう。

○  
総務課長（中井田　榮君）　マイナンバーにつきましては、現在、FCCのはうに作業委託をしながらやっているわけでありますけれども、住民基本台帳を初め、地方税のシステム、さらには専門にサーバーを別建てにして専門回線でつないで情報の流出をしないようにしながら取り組んでいるものでありますから、全体的には、前の予算にも上げましたけれども、2,000万円ほどの予算をつけながら、今までの住民基本台帳とは別に、さらにマイ

ナンバーの部分についてはサーバーである頭を別にしながら、専用回線でつなぎながら対応をしております。

7番（佐藤八郎君） このマイナンバー、何のためにできたという、ずっと勉強させていただくと、徴税というか強化、預金の把握、社会保障の効果的削減、資産収入の調査にマイナンバーは使われると。そして、IT産業がかなりもうかっていくと。マイナンバーの市場は3兆円だというふうに報道ステーションでも放映されていますけれども、あとは国民が番号によって監視されるというのが主たるマイナンバーのできる、つくりたい側の思いかなと思うんですけども、村民の個人情報なり、そういった心配される点は村としてはどういうふうに感じておりますか。

副村長（門馬伸市君） 制度としては国の制度でありますから、村のほうでどうこうということにはならないと思いますが、少なくとも村で村長名でマイナンバーの通知をしておりますので、番号を通知カードというんですかね、番号カードでないほうを通知しておりますので、その管理に当たっては、マイナンバーに限らず今まで行政情報はプライバシーの塊みたいなものですので、村の個人情報の保護に関する条例ほか、やはり情報が漏れた場合に大変なことに、村民に迷惑がかかるとこういうことですから、そういう意味では今回のマイナンバーのほうについても、罰則規定もかなり今までの例以上に厳しい罰則規定が設けられておりまして、村のほうの個人情報保護の罰則規定というのはありませんが、国の方の条文の中、法令の中ではかなり厳しい罰則規定がありますので、少なくとも村の職員は情報が漏れることのないように、いろんな分野で個人情報を取り扱っていますから、そういうことのないように職員一同気を引き締めながら、情報の流出防止対策をさらにまた徹底をしていきたいとこんなふうに思っております。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま審議しましたが、法律の定めというところから、どうしてもこのマイナンバーの狙いというのは、総国民、総村民の預金の把握、生活保護費の締めつけ強化・削減、資産収入の調査、さらには先ほど言いました市場の3兆円のIT産業のもうけ、そして総国民監視という。こういう「マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください」というのがありますけれども、こういった心配をしますと、個人情報の漏えいの危険性のリスクは避けられないし、情報が漏えいしても、事の性質上、すぐに本人にもわからない。しかしながら、一旦漏れてしまったら、事実上回収不能であり、取り返しがつかないという危険性をはらんでいる。そういう意味では、憲法の13条の全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政上の最大の尊重を必要とされることからしても、どうもこの憲法にも違反するのではないかという私は心配をしているわけですけれども、既に全国6カ所でこのことについては訴訟も起きているという。今でも名簿は市場性がある。このマイナンバーはよい、この市場にとって利益の上げられる名簿になっていくという心

配をし、村民がこのようなことに巻き込まれないよう、注意を促しながら反対するものであります。

議長（大谷友孝君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで討論を終わります。

これから、議案第74号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君）起立多数です。

よって、議案第74号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第7、議案第75号 飯館村交流センター設置条例

議長（大谷友孝君）日程第7、議案第75号「飯館村交流センター設置条例」の件は撤回されました。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君）喫飯のため休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午前1時58分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君）休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

○ ◎日程第8、議案第76号 飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）日程第8、議案第76号「飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第76号「飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第76号「飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件は、原案のと

おり可決されました。

◎日程第9、議案第77号 飯館村税条例等の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第77号「飯館村税条例等の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号「飯館村税条例等の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号「飯館村税条例等の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第78号 宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第78号「宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号「宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号「宿泊体験館きこり修繕工事請負契約の変更について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第79号 飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第79号「飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号「飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号「飯館村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件は、原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第12、議案第80号 飯館村役場飯野支所設置条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第80号「飯館村役場飯野支所設置条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 生活支援課、それから除染課の廃止ということで、村民は廃止するということに大分敏感になっておりますので、広報活動でこの辺をどこでやるのかきちんと広報すべきだというふうに思っているんですが、その対策について伺います。

副村長（門馬伸市君） 当然組織が大幅に、本庁機能が役場のほうに戻るということですから、そのために今回12月に議案として提出しております、これから承認をいただければ早速来年の4月1日に向けて村民への周知徹底を図ってまいりたいとこんなふうに思っております。手段としては、情報の媒体としては、広報紙とか何かいろいろあると思うんですが、より詳しくやはり村民の皆さんに周知をしなければならないなとこんなふうに思っています。また、これからも懇談会等も3月末では何かの機会もあるかなというふうに思いますが、紙ベースだけではなくて事ある村民を対象にした集まりの中でも周知を図っていければなとこんなふうに思っております。（「了解」の声あり）

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号「飯館村役場飯野支所設置条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号「飯館村役場飯野支所設置条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第81号 飯舘村課設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第81号「飯舘村課設置条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 81号でしょう。（「はい、81号です。先ほどの長平君の80号の質問は81号の質問でした」の声あり）佐藤議員からもあったんですけれども、この改正前と改正後でいろいろ説明するとわかつてもらえると副村長の先ほどの答弁ありましたけれども、どう見てもこういうふうに出ていったときに、生活支援対策はどうなったんだろう、除染はもういいということになっていくのかとかと単純に疑問に思う方々がおられるんですけれども、どうしてもそういう重点としてやる、いろんな要求の中でも完全なる除染とかという、まだまだ生活支援必要なんだと言いながら、課の中には係として残すと言っていますけれども、人員的にもどういうふうに村民が安心・安全な今までの流れの中で村を頼つて村とともに歩めるのかが見えない。だから、そこをどのように見えるようなりきちんとされていくのか、伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 全体の見直しの中で、一つは今復興関連の業務が予算、一般会計100億なんですけれども、その半分が復興関連の仕事です。特に、建物、公民館を初め、村営住宅、大谷地住宅とか、あるいは深谷の拠点とか、建物だけではなくてそれに付随する土木工事も結構ふえておりまして、そういう意味では今の課の中ではなかなか対応できないということで、今回大幅な本庁機能の移転に伴ってそういう見直しをしております。

それで、生活支援対策課のほうの課はなくなりますが、人員体制は課長は支所長というような形に、生活支援だけではないんですけれども、飯野の支所は、そういう意味でスタッフは同じ人員を残す予定です。これから人事の中で細い部分は出てくると思いますが、支所の中にそういう体制は、今までやってきました仮設・借り上げの入退去であるとか、あるいは自治会関係の業務とか、あるいは会合とか福祉関係の相談業務ですね、あるいは避難先でのコミュニティーのあり方なども、この中で、支所の中で体制を組んでいきますので、今までとそう変わらない形でサービス提供ができるのかなと。

あと、除染推進課のほうなんですけれども、こちらのほうも家の周りは大分終わったとは言いながらも、農地除染、ほとんどこれからになりますので、そういう意味では課はなくしますけれども、スタッフは今の除染の対策課の人員は確保をして除染に当たっていきたいというふうに思っております。こちらのほうも具体的な人員体制については、これから詰めていくということになりますが、少なくとも体制を弱体化するようなことにはしないで、今の体制は維持していきたいとこんなふうに思っております。

それから、新たに先ほど土木のほうの工事の話をしましたが、今の復興対策課の中ではとても対応できません。ですので、建設課をつくって、土木関係、建設管理係の部分と、あと一般土木ですね、農業土木も含めて建設課の中で対応していくと。今、特に営農再開に向かた農地、農業施設の小規模土地改良区の話が大分出ておりまして、除染後そのままでは使えないよということになれば、水路であるとか、暗渠排水であるとか、そういう業務もこれからどんどん出てきます。そんなことで、それらの対応もするために建設課の課

を新たに設けて、建設管理と土木のほうの係を2つ設けて、できるだけ復興に向けた事業に支障のないような形で進めていきたいとこんなふうに思っております。

○ 7番（佐藤八郎君） 徐々にどういうふうに変わっていくかはそれはそれであるんだろうと思いますけれども、今の状況の中で、福島市内、3,000名の中でどういうふうに今後移動するかわかりませんけれども、住民全体からすればかなり飯野支所での役割というのは重要で、そこに生活支援という言葉がなくなつて、避難住民対策係という名前になるのかな。そこで一体どんなことをやるのか、具体的に人員的にはどのぐらいの人数を置くのかとか、今副村長が言われるものときちんとペーパーにされて住民に示していかないと、何だと、もう村の中さ戻すことのことしかやらないんでないかと。同じ村民で公平・公正にやっていくんだと。戻る人も戻られない人も戻らない人も含めてという言葉はどこに行ったということになるので、きちんとそこはされないとだめだなというふうに思うし、あとは土木関係、予算的にそれは箱物なりそういう施設が多いのでそういうふうになると思いますけれども、やっぱり完全なる除染を求めている趣旨は変わらないわけですし、限りなく1ミリ年間以下を目指す、特に学校施設云々なんていふるのはもちろんもっと下を目指してもいいぐらいきちんとしなくちゃならないわけですから、その辺で決して体制的に後退するものではないというそういうきちんとされたものを示しながら機構改革していかないと、私はいろいろ誤解を受けると思うんです。その誤解によって、「いや、もう村になんか戻つていられない」という気持ちが進んだんでは困るわけですから、そういう意味ではきちんとされるべきだというふうに思うんですけれども、人員も含め、対応も含め、仕事の内容も含め、社協なんかも聞きますと向こうに事務局は行くようなんで、1回きり向こうに出勤してやるのかと言ったら、いやそうではないという話でしたけれども、そういう今のものも含めて具体的に寄り添う執行となるようにきちんと周知すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 副村長（門馬伸市君） 庁内で検討委員会をつくって、ずっと協議をしてきました。その中で、やっぱり今ご質問のあったように、2つになったことによって村民のサービス低下になつては困るというのは職員も同じ考えです。村民のためにサービス低下になつてはというは基本原則です。ただ、それはいつても、2つに分かれるわけですから、全く今までの今このこの飯野出張所のようなそういう業務を続けられるかといえばそうではないんです。でも、できるだけサービス低下につながらないような策はということで議論して協議をしてきました。行政機構改革審議会の中でも、委員の中からサービス低下につながらないようにという意見もありましたので、まさしくそれにつくるなということあります。それで、人員は先ほど申し上げましたようにこれから全体的なバランス、来年度の、平成28年度の予算、12月の末ごろに一応要求書の提出になつてあるんですが、来年度の事業なども勘案しながら人員配置はしていかなければならないなというふうに思っています。それで、この組織は、ずっと続くということではなくて、またいろいろ課題が出てくると思います。その中で臨機応変に課も変えていくということで、これがずっと5年も10年も続けるわけではなくて、当面この体制でいくのが望ましいのではないかということで職員の皆さんにも検討していただきました。機構改革審議会の中でもそういう話でありますので、当面

これでスタートさせていただいて、またそれぞれの中で支障があれば、人員も含めて、人の数も含めて途中途中でこれ変更できますので、そんなことでスタート、弾力的に運用していければなとこんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 教育課からこの下の部分、本庁舎にずっと連ねてありますけれども、何、向こうに行ってこれどういう流れになるんですか、教育課全体は。本庁舎、出張所じやなくて本庁舎に変わっていくんですけども、どんなふうに考えればいいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 教育課は、今の体制を全て本庁のほうに移転するようになります。先ほど総務課長の説明の中でも、教育委員会の事務局組織の規則、今度この議会で承認いただければ、規則の改正をして、生涯学習課というのを、前もあったんですが、避難によって生涯学習の仕事はそうはないのかなということもあって、あるいは避難のための支援の業務がいっぱいありましたので、一時生涯学習課は教育課の中でやろうとこうすることになりましたが、今度は公民館も建てられますので、そこにやっぱり生涯学習課をセンターの中に置いて、生涯学習をさらに充実していきたいと。教育課は、今の本庁の前いた教育課の事務所の中で仕事をするところということです。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決されました。（ ）

#### ◎日程第14、議案第82号 飯館村公告式条例等の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第82号「飯館村公告式条例等の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号「飯館村公告式条例等の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号「飯館村公告式条例等の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第83号 飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第83号「飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号「飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号「飯館村役場飯野出張所設置条例を廃止する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、陳情第1号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第16、陳情第1号「居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書」の件を議題とします。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました陳情第1号「居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書」について、12月4日並びに本日委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、来年4月になれば電力小売り全面自由化になり、東京電力は除染効果が出ない山間地での除染費用を支出すべきでなく、飯館村存続のためにも復興拠点に重点を置くべきであり、山間地の居住制限・帰還困難区域への無駄な除染を控えることが願意であります。

審査の結果、我が議会は、村ともども全村避難以降、少しでも早く全村民の村への帰還を目指し、国内外へ訴え続けてきました。間もなく避難から丸5年がたとうという中で、当初から帰村希望者が望んでいる自宅に戻り安心して安全な暮らししができるよう、村と議会が一貫して国関係機関並びに東京電力へ訴えてきた山林を含めた村内全域の完全除染実施の要求を変えることはできかねるものと判断いたしました。

よって、陳情の趣旨には沿いがたく、不採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

8番（佐藤長平君） この際、委員長に対する質疑というよりも、福島の一市民が我が村の、いわゆる帰村するに当たっての一丁目一番地の施策に対して挑戦的な陳情の内容であります。この際、執行部からもこの点についてぜひ意見を聞きたいというふうに思います。

村長（菅野典雄君） この陳情書を見せていただいて、この方はどのような考え方を持っているんだろうなと思ったところです。いわゆるこの放射能に対する考え方は百人百様ですから、いろいろな考え方があるというのは私らもこれまで認めてきたところであります。少なくとも我々は今お話がありましたように、やはり汚されたところをしっかりとやっぱり除染をしてもらうことが復興の第一歩だということありますから、多分誤解があるのか、それとも我々からしては全く違う考え方を持った方なんではないかということで、まさか議会が採択という話は多分ないだろうなというふうには思ったところですが、今の委員長の答えではほっとしたところであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 委員長、自席にお戻りください。  
これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号「居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書」の件を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択です。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

#### ◎日程第17、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第17、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎日程第18、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第18、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から帰村後の教育施設等の整備に係る対策検討に関する事項について、産業厚生常任委員会から高齢者介護と福祉施策及び福島県産農産物等の流通状況に係

る事項について現地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第19、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第19、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第12回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

(午後 1時40分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月11日

飯館村議會議長 大谷辰考

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 菅野新一

同 会議録署名議員 北原経